

(2)花とみどりの三重づくり基本計画(仮称) 素案について



1. 基本計画(仮称)素案 構成について

- (1) 花とみどりの三重づくり基本計画とは
- (2) 素案の構成

2. 基本計画(仮称)素案 内容について

- 第1章 はじめに
- 第2章 花とみどりを取り巻く状況
- 第3章 計画の基本的な方針
- 第4章 基本的施策の展開
- 第5章 計画の実現に向けて

3. 基本計画(仮称)の策定スケジュール

1. 花とみどりの三重づくり基本計画(仮称) 素案の構成について

(1) 花とみどりの三重づくり基本計画とは

「花とみどりの三重づくり条例」に基づき、花とみどりの活用推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための基本的な計画です。

計画期間は、令和6（2024）年度から令和9（2027）年度までの4年間です。

(2) 素案の構成

第1章 はじめに

- 花とみどりの定義を記載
- 花とみどりの効用を記載。

第2章 花とみどりを取り巻く状況

- 県管理道路では、クスノキ、ケヤキ等の街路樹が植栽されている。
- 景観の維持や、倒木等の被害防止のため、剪定等を行う人材・維持管理費用が必要。
- 花き生産者を含む農業従事者が減少傾向。高齢化も進んでいる。
- 花き作付け面積は、過去20年間で半減、花木作付け面積は、平成22年までは減少傾向であったが近年横ばい。
- 花木類のR2出荷量は、全国2位。中でもサツキ、ツツジの生産が盛んで全国1位。

第3章 計画の基本的な方針

第4章 基本的施策の展開

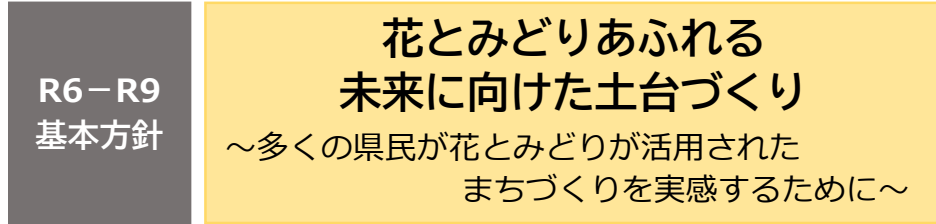
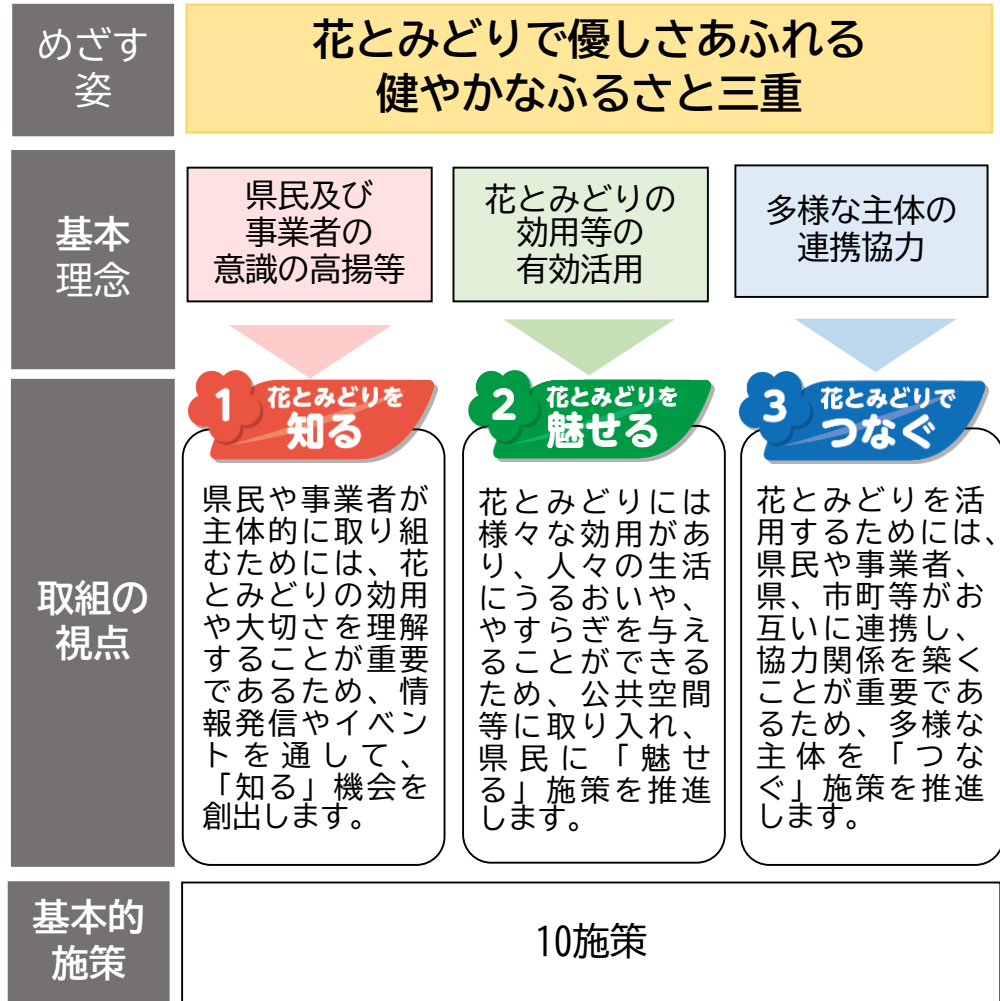
第5章 計画の実現に向けて

2. 花とみどりの三重づくり基本計画(仮称) 素案の内容について

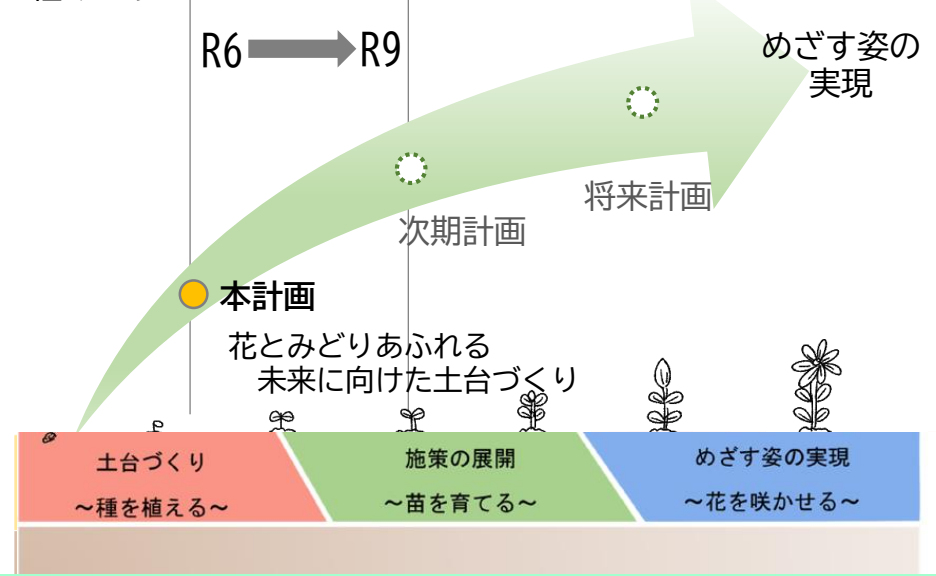
第3章

計画の基本的な方針

別冊
P15
～
P16



条例が制定されて、初めてとなる本計画の期間は、「花とみどりあふれる未来に向けた土台づくり」をめざす4年間とし、現在各部局が取り組んでいる花とみどりに関する施策を計画に位置付けて体系的に展開するとともに、県民が花とみどりに関心を持つことができるよう気運醸成に注力して取り組みます。



2. 花とみどりの三重づくり基本計画(仮称) 素案の内容について

1 県有施設等における花とみどりの活用



- ✓ 県庁舎等において良好な景観が維持されるよう、適切な維持管理を行うとともに、来庁者に親しみを持ってもらうため、草花の植栽や出入り口付近への花壇の設置等に取り組みます。
- ✓ 都市公園、森林公園、港湾・海岸緑地等において、緑化推進のため適切に維持管理を行います。
- ✓ 美化ボランティア活動への助成や、フラワーオアシス推進事業などを通じ、県民や市町等との協働による公共空間の緑化の推進を行います。



県桑名庁舎の
グリーンウォール設置



道路での美化活動の様子

2 街路樹等の機能の発揮



- ✓ 県管理道路の街路樹が良好な景観形成や交通安全等の機能を発揮できるよう、「三重県街路樹マネジメント方針」に基づき、適切かつ計画的に維持管理を行います。
- ✓ 「みえ花と絆のプロジェクト」や「ふれあいの道事業」を通して、協働による道路空間の管理を行います。



街路樹による
良好な沿道景観(伊勢市内)

3 社会福祉施設等における花とみどりの活用の促進



- ✓ 県立病院等は、適切な維持管理を行うとともに、デイケアプログラムで花を活用する取組や、地域の小学校と協働した花植え活動を行います。
- ✓ 農業学科等を設置する県立高等学校において、園芸福祉活動を実践します。
- ✓ 社会福祉施設等における花やみどりに触れる機会を増やすため、花やみどりを活用した事例の情報提供を行います。



一志病院における
地域の小学校と協働した花植え活動

2. 花とみどりの三重づくり基本計画(仮称) 素案の内容について

4 花とみどりの文化の振興

知る 魅せる

- ✓ 日常生活で身近な空間である県営都市公園において、花苗ポットおよび花の種の配布、草木の観察会を実施します。また、華道を含む生活文化の振興を図るための情報発信等の取組を進めます。
- ✓ 「フラワー・ブラボー・コンクール」やボランティア活動、県内の美しい並木道等について情報発信を行い、花とみどりに関する知識普及のためのイベントなどを開催します。



花の配布イベント



花育事業の取組



県営北勢中央公園の桜の名所づくり



季刊誌「観光三重」

5 花とみどりの教育等の推進

知る つなぐ

- ✓ 子ども達の花きに関する関心を高め、花とみどりの大切さを学び、県産花きの消費拡大につなげるため、花壇作成などを通じた花育事業に取り組みます。
- ✓ 小中学校において、花壇整備や周辺環境の保全などを、地域住民と協働で行います。

6 花とみどりの名所づくりの推進

知る 魅せる

- ✓ 県営北勢中央公園での桜の名所づくり、森林公園や自然公園の施設を活用した森林教育等に取り組みます。
- ✓ 花とみどりの名所について、SNS・ホームページによるPRや、季刊誌や「観光三重」のホームページでの情報発信を行います。

2. 花とみどりの三重づくり基本計画(仮称) 素案の内容について

7 人材育成等

知る

- ✓ 農業大学校では花き生産者の育成のためのコースで技術・知識の習得を進め、中央農業改良普及センターでは新規就農者向けの支援を行います。
- ✓ 街路樹剪定士の資格の活用について検討します。
- ✓ 花き栽培や物流に関する実証実験、県産花き生産技術の向上に取り組みます。



8 情報収集等

知る

- ✓ 中央農業改良普及センターでは、市町等が行う花の植栽や花き産業振興を目的としたイベントへの支援を、農業研究所では、花き生産者向けに生産性や品質向上を図るための技術導入に向けた支援を行います。
- ✓ 県ホームページ「花とみどりの情報」を充実し、情報発信を行います。



四日市農芸高等学校における授業

9 県民及び事業者の理解の増進等

知る

- ✓ 「花とみどりの日」(4/18)、「街路樹の日」(11/11)に合わせ、花とみどりの推進に向けた理解促進と気運醸成のため、花とみどりに親しむ機会づくりに取り組みます。
- ✓ 県民等の花とみどりの活用につなげるため、SNSを活用した情報発信や、条例の内容を周知するための啓発資材作成を行います。



産地の認知度向上に向けたPR活動

10 顕彰

知る つなぐ

- ✓ 花とみどりに関する表彰・コンクールを開催します。
(「フラワー・ブラボー・コンクール」、花き品評会、三重県民功労者表彰)



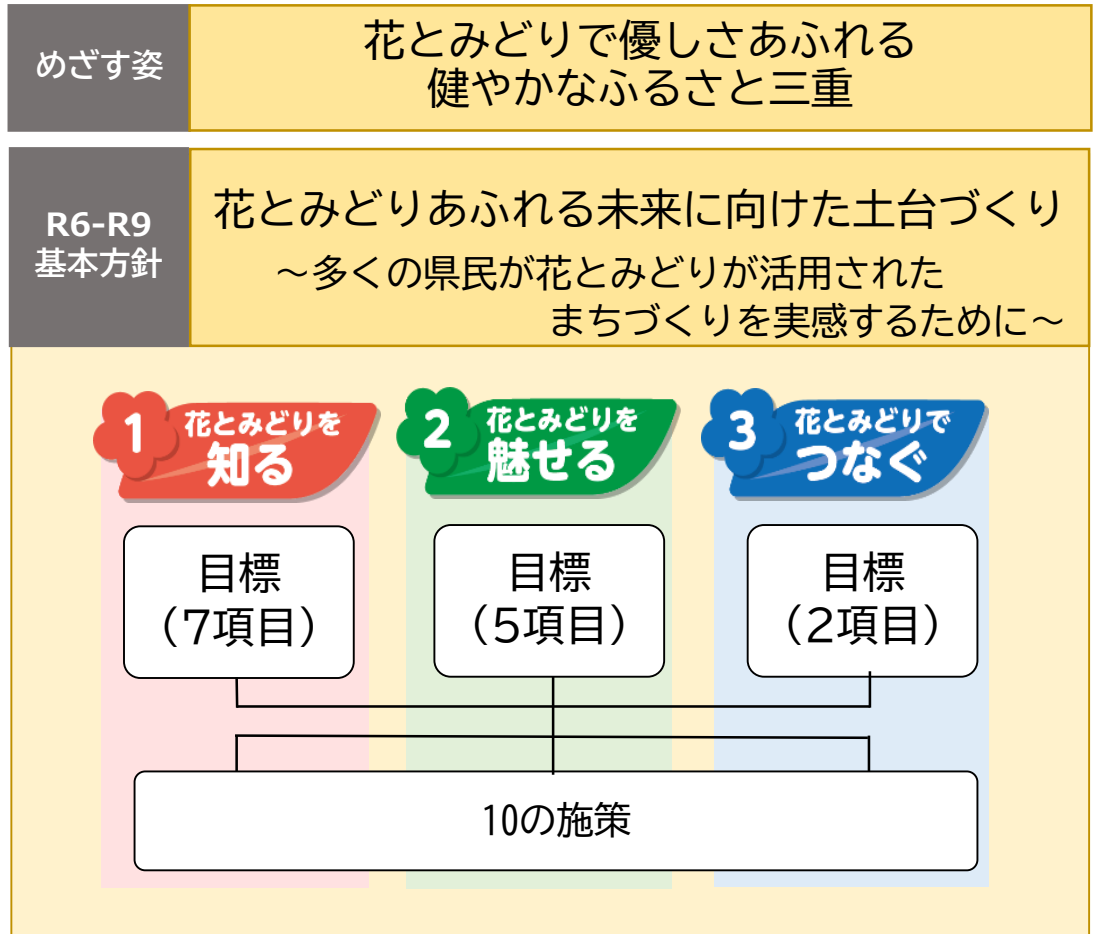
花き品評会入賞作品

2. 花とみどりの三重づくり基本計画(仮称) 素案の内容について

目標の設定

基本方針に基づき、条例でめざす姿が実現された状態を見据えつつ、取組の視点ごとに目標を設定します。

目標は、各施策の具体的な取組から、重要と考える項目を抽出しています。



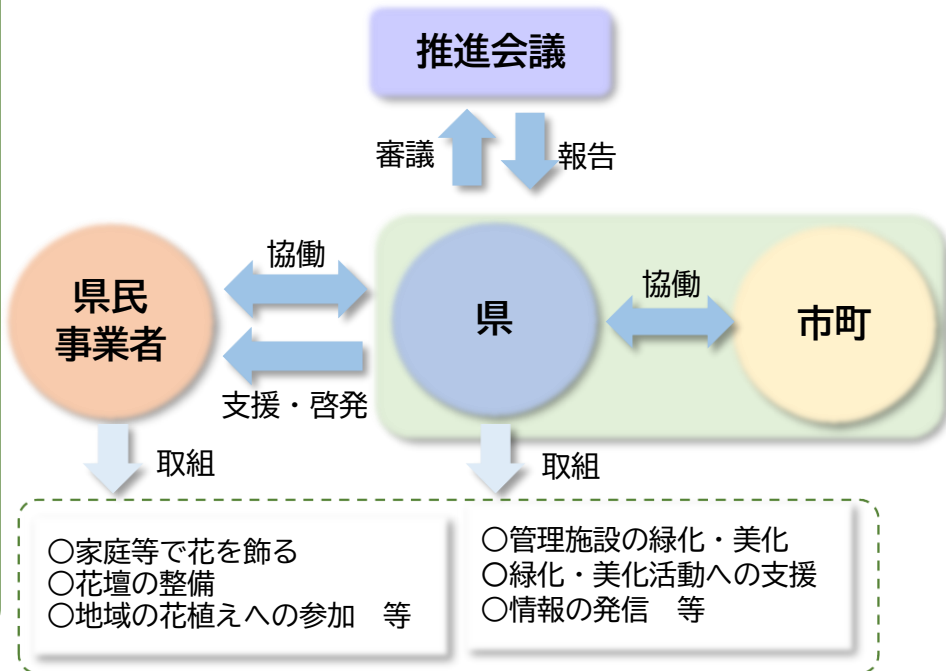
2. 花とみどりの三重づくり基本計画(仮称) 素案の内容について

第5章 計画の実現に向けて

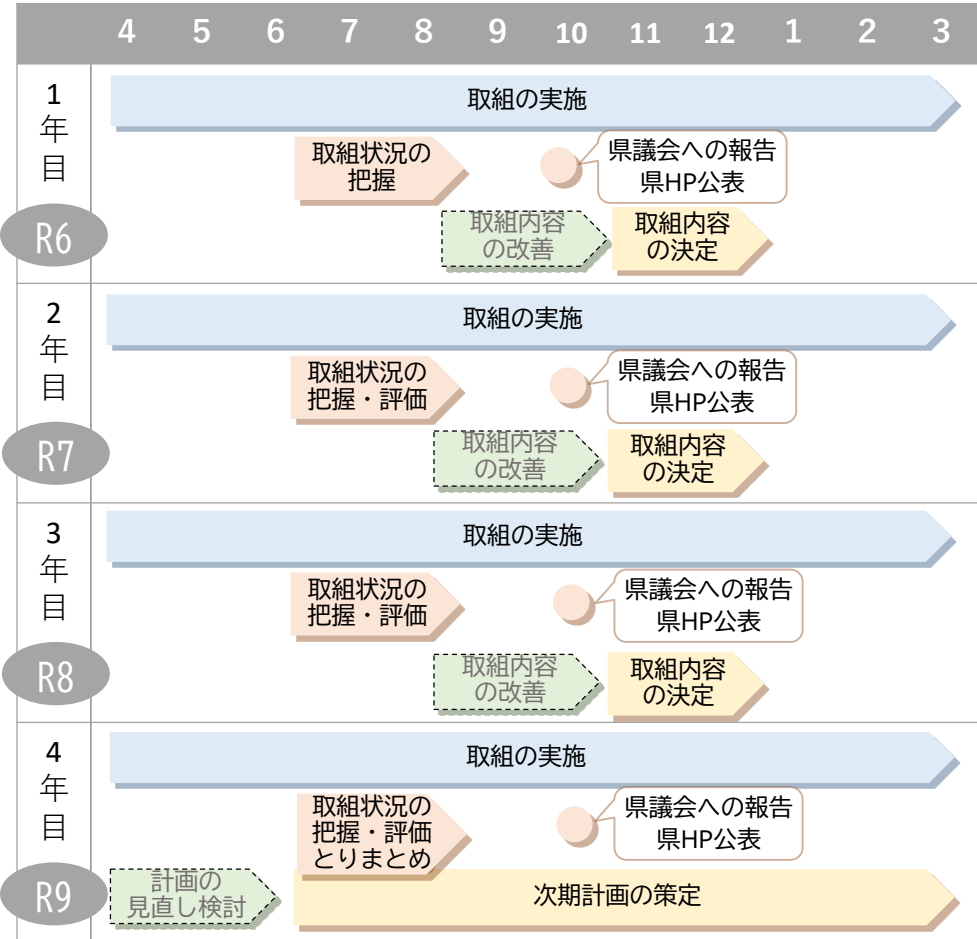
別冊 P62 ~ P66

推進体制 <各主体の連携イメージ>

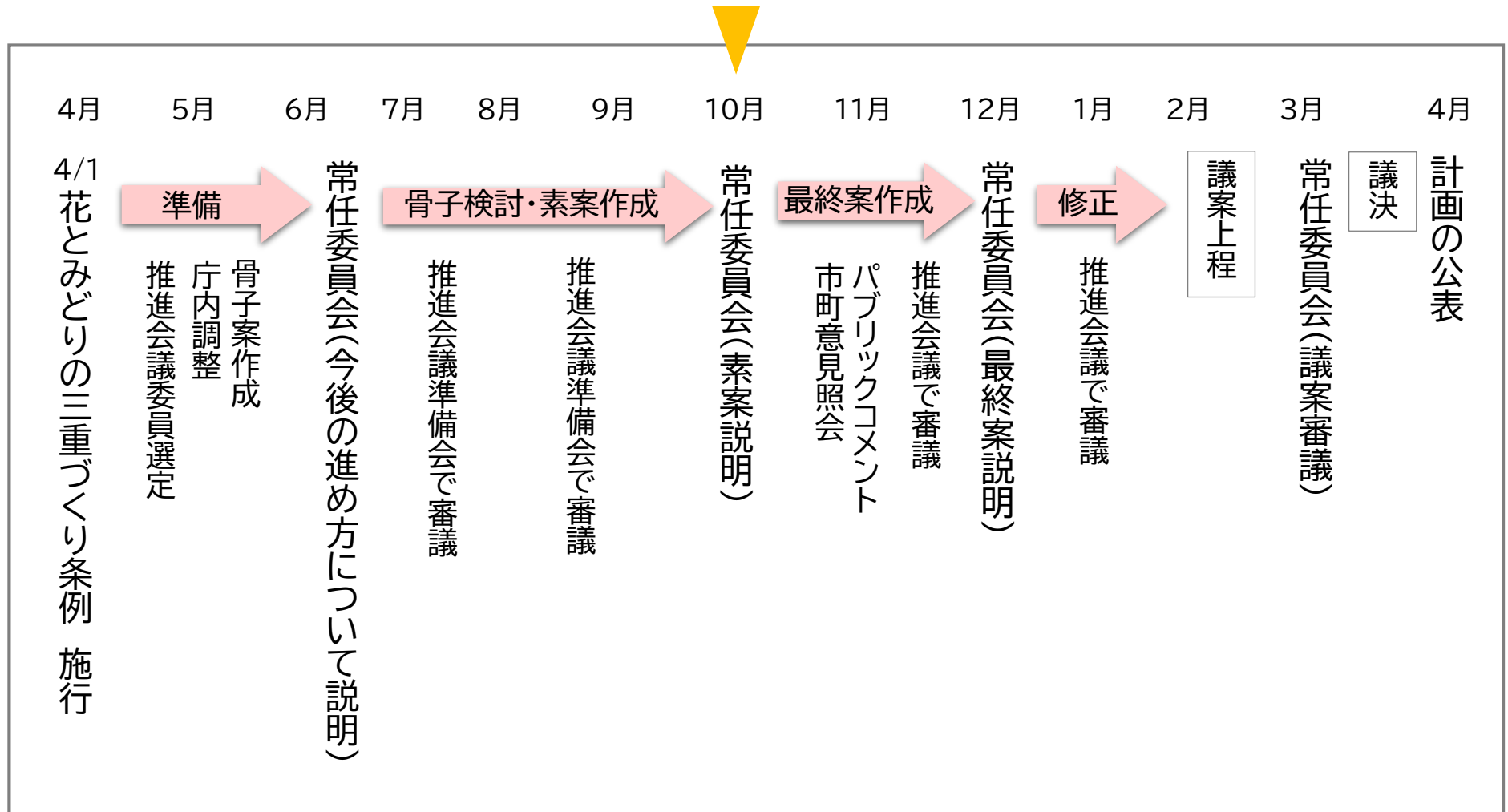
本県における花とみどりの活用の推進を図るためには、三重県が牽引役となり、市町、県民及び事業者等が、それぞれの役割に応じて、主体的かつ積極的に取組を進めるとともに、連携・協働のもと、花とみどりに関する様々な活動に取り組むことが必要です。また、取組の実施にあたっては、県内の事業者が生産する花とみどりの調達に努めます。



進捗管理 <スケジュール>



3. 策定スケジュール



花とみどりの三重づくり基本計画（仮称）
素案

三重県

目 次

| | | |
|-----|--------------------------------------|----|
| 第1章 | はじめに | 1 |
| 1 | 計画策定の経緯..... | 1 |
| 2 | 計画の位置づけ..... | 2 |
| 3 | 計画期間 | 2 |
| 4 | 本計画における「花とみどり」の定義 | 2 |
| 5 | 花とみどりの効用..... | 3 |
| 第2章 | 花とみどりを取り巻く状況 | 4 |
| 1 | 近年の社会情勢..... | 4 |
| 2 | 県内の花とみどりの状況 | 6 |
| 第3章 | 計画の基本的な方針 | 15 |
| 第4章 | 基本的施策の展開 | 17 |
| | 【基本的施策1】 県有施設等における花とみどりの活用 | 18 |
| | 【基本的施策2】 街路樹等の機能の発揮 | 25 |
| | 【基本的施策3】 社会福祉施設等における花とみどりの活用の促進..... | 29 |
| | 【基本的施策4】 花とみどりの文化の振興 | 31 |
| | 【基本的施策5】 花とみどりの教育等の推進 | 35 |
| | 【基本的施策6】 花とみどりの名所づくりの推進 | 40 |
| | 【基本的施策7】 人材育成等 | 43 |
| | 【基本的施策8】 情報収集等 | 47 |
| | 【基本的施策9】 県民及び事業者の理解の増進等 | 49 |
| | 【基本的施策10】 顕彰 | 55 |
| 第5章 | 計画の実現に向けて | 58 |
| 1 | 目標と進捗管理指標の設定 | 58 |
| 2 | 計画の推進体制..... | 62 |
| 3 | 各主体の役割 | 62 |
| 4 | 計画の進捗管理..... | 65 |

第1章 はじめに

1 計画策定の経緯

三重県は、海や山の豊かな自然に恵まれており、それぞれの地域において、地域特性に合わせて花とみどりの文化が醸成され、古くから花やみどりを身近に感じながら生活が営まれてきました。

しかし、近年では、都市化の進展や生活様式の変化などにより、花やみどりを身近に取り入れる機会や、緑化・美化に関する地域づくりに参加する機会も少なくなってきました。

花壇の花、街路樹をはじめとする花とみどりには、癒しを与える効果、良好な景観形成につながる効果等があります。そのため、日々の生活の中で花とみどりに触れる機会をもつことで、生活にうるおいや、互いを思いやる優しさがあふれ、人との交流につなげることができます。

そこで、本県では、花とみどりのさまざまな効果を有効活用し、多様な主体との連携の下、「花とみどりで優しさあふれる健やかなふるさと三重」の実現をめざすため、令和5（2023）年4月に「花とみどりの三重づくり条例（以下「条例」という。）」が施行されました。

これからは、県民の皆さん一人ひとりが花とみどりの意義を改めて認識したうえで、県、市町、県民及び事業者が連携・協働し、それぞれの役割に応じて、主体的かつ積極的に花とみどりに関する取組を進めていくことが期待されています。

このことから、花とみどりの活用をきっかけとした人々の交流を、地域づくりへつなげるとともに、心豊かな健やかなまちづくりに向けて、花とみどりに関する取組を総合的かつ計画的に進めるため、「花とみどりの三重づくり基本計画（仮称）」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、条例第 19 条に基づく「基本計画」として位置づけています。

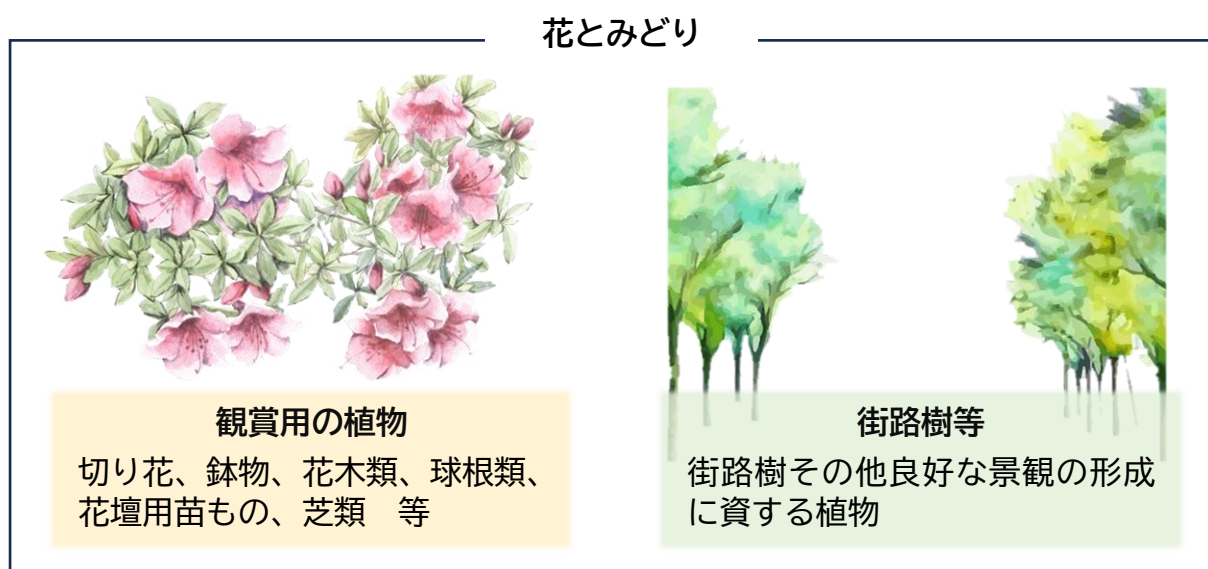
3 計画期間

令和 6（2024）年度から令和 9（2027）年度までの 4 年間とします。

※条例附則第 3 項にて、条例の規定については条例施行後おおむね 4 年ごとに検討すること記されているため、計画期間を 4 年間としています。

4 本計画における「花とみどり」の定義

本計画における「花とみどり」は、条例と同様、「観賞用の植物」、「街路樹等」と定義します。



5 花とみどりの効用

花やみどりは、身近に存在することにより人々にさまざまな効果があると考えられています。以下に、本計画で「花とみどり」に期待する主な効果を示します。

癒しを与える効果

身の回りに花やみどりを飾ることにより、人に癒しやすさややすらぎを与える効果が期待できます。また、花やみどりには緊張を和らげ、ストレスを軽減する効果があり、血圧低下、睡眠促進、免疫力向上等の健康増進につながると考えられます。

景観形成につながる効果

道路沿道の街路樹や身近な公園などの花とみどりは、良好な景観を形成し、地域にうるおいや愛着を与えてくれます。また、地域の自然や歴史・文化が生み出す美しい景観は、花とみどりの名所づくりにもつながります。

交流を促進する効果

花やみどりを介在することにより、人との会話が増え、コミュニケーションを支援する効果があります。また、花壇等の植栽や手入れを通じて地域社会の絆を形成、維持、強化する効果も期待できます。

道路緑化による効果

街路樹等の道路沿道のみどりは、良好な道路景観を形成するとともに、歩行者等に緑陰を提供し、通行の快適性を向上させる効果があります。また、街路樹の良好な景観は、地域の価値を向上させ、住みやすいまちづくりに貢献します。

第2章 花とみどりを取り巻く状況

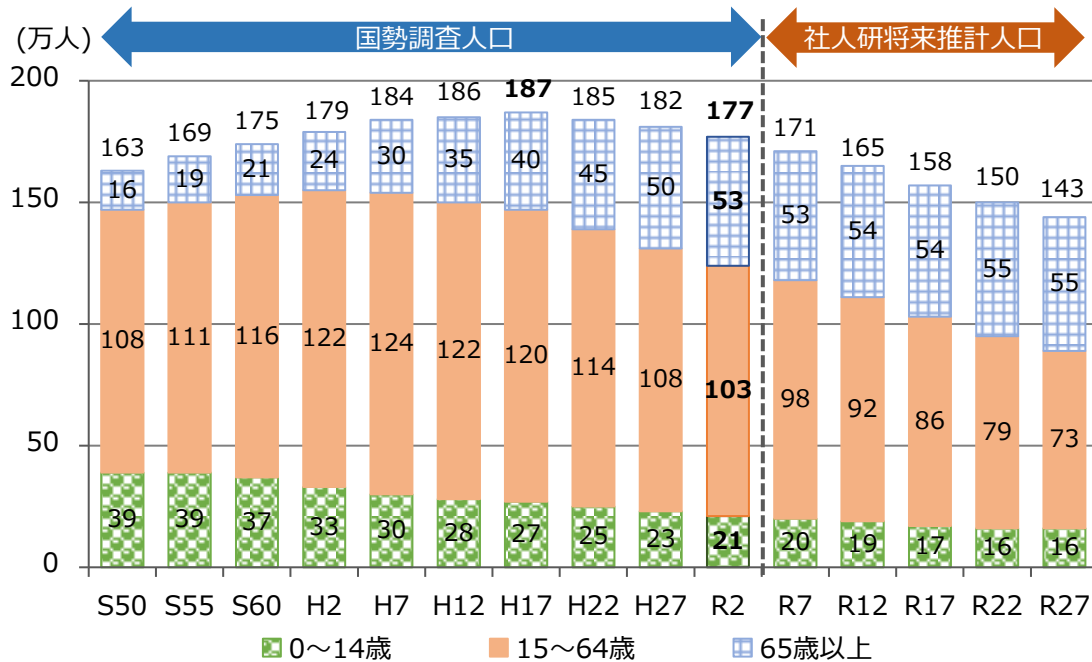
1 近年の社会情勢

(1) 人口減少・少子高齢化の進行

日本の人口は、平成 20（2008）年をピークに減少に転じており、未だ世界のどの国も経験したことのない超高齢社会に突入しています。2055 年には、人口が現在の約 3 割（約 3.6 千万人）減少し、65 歳以上の高齢者が総人口の約 4 割を占めると予測されています。

本県においても、県内人口は平成 19（2007）年をピークに減少に転じ、平成 27（2015）年から令和 2（2020）年の 5 年間に約 4 万 6 千人減少しました。今後も高齢化を伴いながら、一層人口減少が加速することが予測されています。

【三重県の人口推移】



資料：国勢調査（S50～R2）、社人研推計（R7～R27）

(2) 「グリーンインフラ」に関する取組

「第三次国土形成計画」（令和 5（2023）年 7 月閣議決定）において、「社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるグリーンインフラ」に関する取組を推進するとしています。

地球温暖化・ヒートアイランド現象の緩和や、自然災害への対応、良好な生活空間の形成など、多面的な地域課題の解決を図る観点からグリーンインフラへの投資や活用が期待されており、様々な取組が行われています。

(3) 脱炭素、カーボンニュートラルの推進

令和2（2020）年10月に、政府により2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことが宣言され、温室効果ガスの排出削減対策や、森林の保全等吸収源対策の取組が強化されています。

本県においても、「三重県地球温暖化対策総合計画」（令和3（2021）年3月）を策定し、吸収源対策として森林の保全（適切な森林整備と多様な森林づくり、県産材の利用促進）や緑地保全・緑化推進（開発行為による負荷の低減、緑化活動）等に取り組んでいます。

(4) SDGs（持続可能な開発目標）の取組

貧困、紛争、感染症、気候変動、資源の枯渇等、世界が数多くの課題に直面する中、平成27（2015）年の国連サミットにおいて、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中で、17のゴールと169のターゲットからなる「SDGs（持続可能な開発目標）」が掲げられました。

SDGsの実現に向け、気候変動対策や循環型社会の構築、生物多様性の保全等国内外で様々な取組が進められています。数多くの企業、団体がSDGsに取り組んでおり、本県においても、協力企業等を「三重県SDGs推進パートナー」として登録し、支援しています。

2 県内の花とみどりの状況

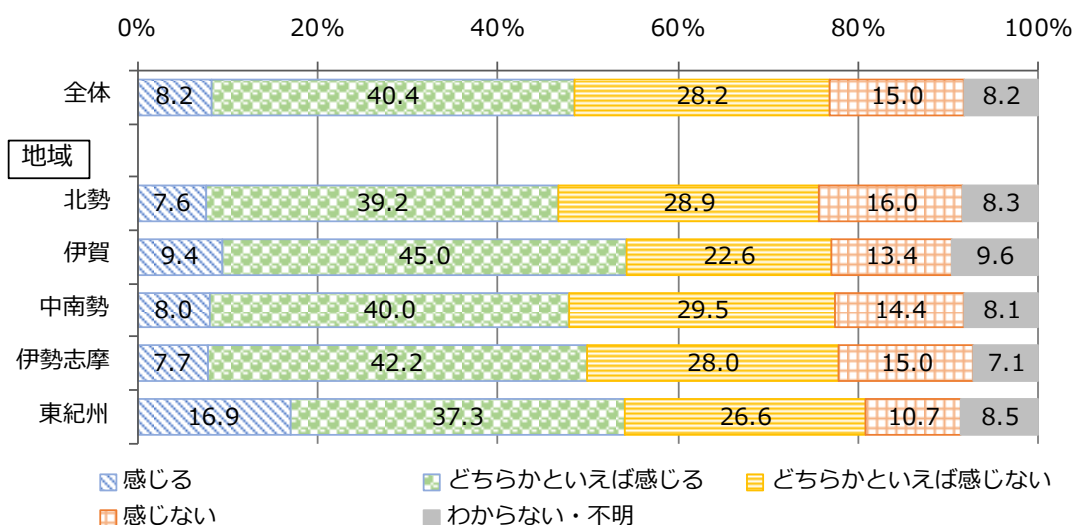
(1) 県民の意識・活動状況

①身近な自然や環境が守られているかどうかの実感

第 11 回みえ県民意識調査の結果から、身近な自然や環境が守られていると実感している層（「感じる」＋「どちらかといえば感じる」）は全体の約半数を占めています。

また、地域別では、伊賀地域や東紀州地域で実感している層の割合が比較的高くなっています。

【身近な自然や環境が守られていると感じる県民の割合】



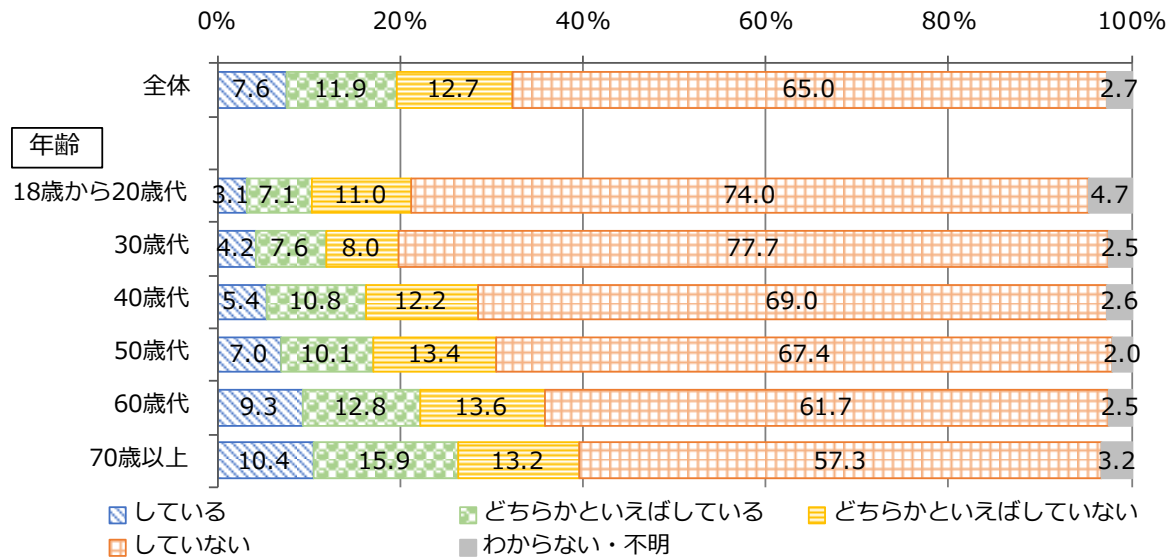
資料：「第 11 回みえ県民意識調査」（令和 4（2022）年 6 月 三重県）

②地域活動等への参加状況

第11回みえ県民意識調査の結果から、NPO活動・ボランティア活動・市民活動などの地域をより良くするための活動への参加状況は、「している」「どちらかといえばしている」を合わせて約20%程度にとどまっています。

また、年代別にみると、年代が高いほど参加している割合が高くなっています。

【県民の地域活動等への参加状況の割合】



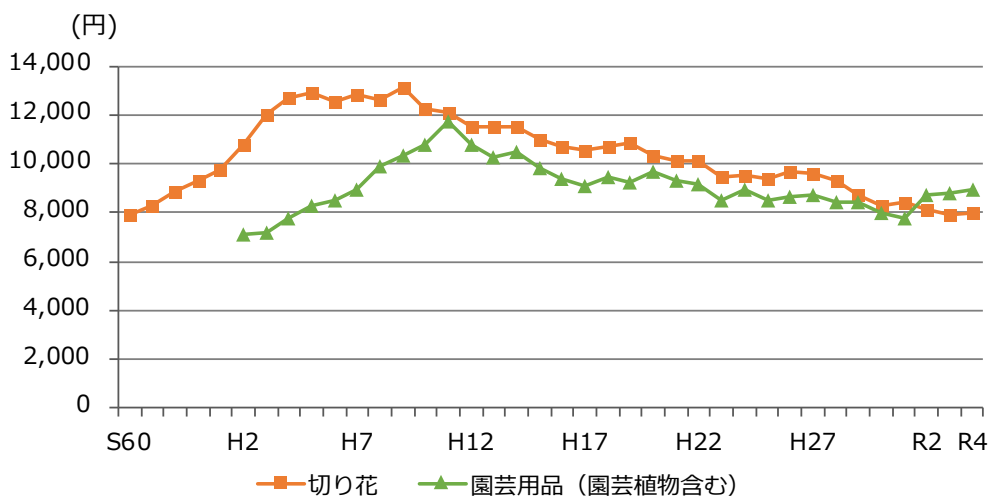
資料：「第11回みえ県民意識調査」（令和4（2022）年6月 三重県）

③切り花・園芸用品（園芸植物含む）の1世帯当たりの年間購入額

切り花・園芸用品（園芸植物含む）の1世帯当たりの年間購入額（総務省「家計調査」）をみると、切り花・園芸用品（園芸植物含む）ともに、長期的に見て減少傾向が続いています。

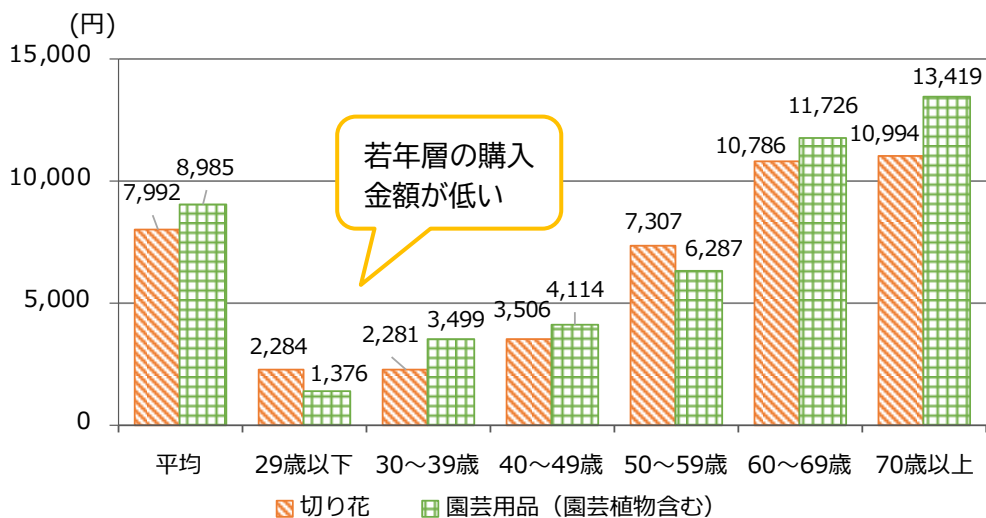
また、世帯主の年齢別で見ると、若年層ほど購入金額が低く、切り花は30代以下の世代で60代以上に比べ1/4以下と、園芸用品（園芸植物含む）は20代以下の世代で60代以上に比べ1/10程度と、それぞれ非常に少ない金額となっています。

【全国の切り花・園芸用品（園芸植物含む）の1世帯あたり購入額の推移】



資料：総務省「家計調査」

【全国の世帯主年齢別年間購入額（令和4（2022）年）】



資料：総務省統計局「家計調査」

(2) 本県の景観の特性

本県は、伊勢湾等の海や、志摩半島のリアス海岸等の海岸線、鈴鹿山脈等の山、宮川等の河川といった豊かな自然景観に恵まれているとともに、熊野古道等の歴史・文化に彩られた景観や山間部の棚田等の地域産業が生み出す景観が自然と調和し、みどりに囲まれた良好な景観を形成しております。

これらの景観は、花とみどりの名所づくりをはじめ、花とみどりの活用の推進に寄与することが期待されます。



志摩半島のリアス海岸



熊野古道

資料：「三重県景観計画」（平成 29（2017）年 1 月 三重県）より抜粋

コラム ①

クマノザクラ

クマノザクラは紀伊半島南部の山間部などに咲く桜です。

これまで早咲きのヤマザクラと認識されていましたが、平成 28（2016）年春から始められた調査の結果、新種と分かりました。国内に分布する野生種はこれまで 9 種しか確認されておらず、1915 年のオオシマザクラ以来およそ 100 年ぶりに発見された新種となります。

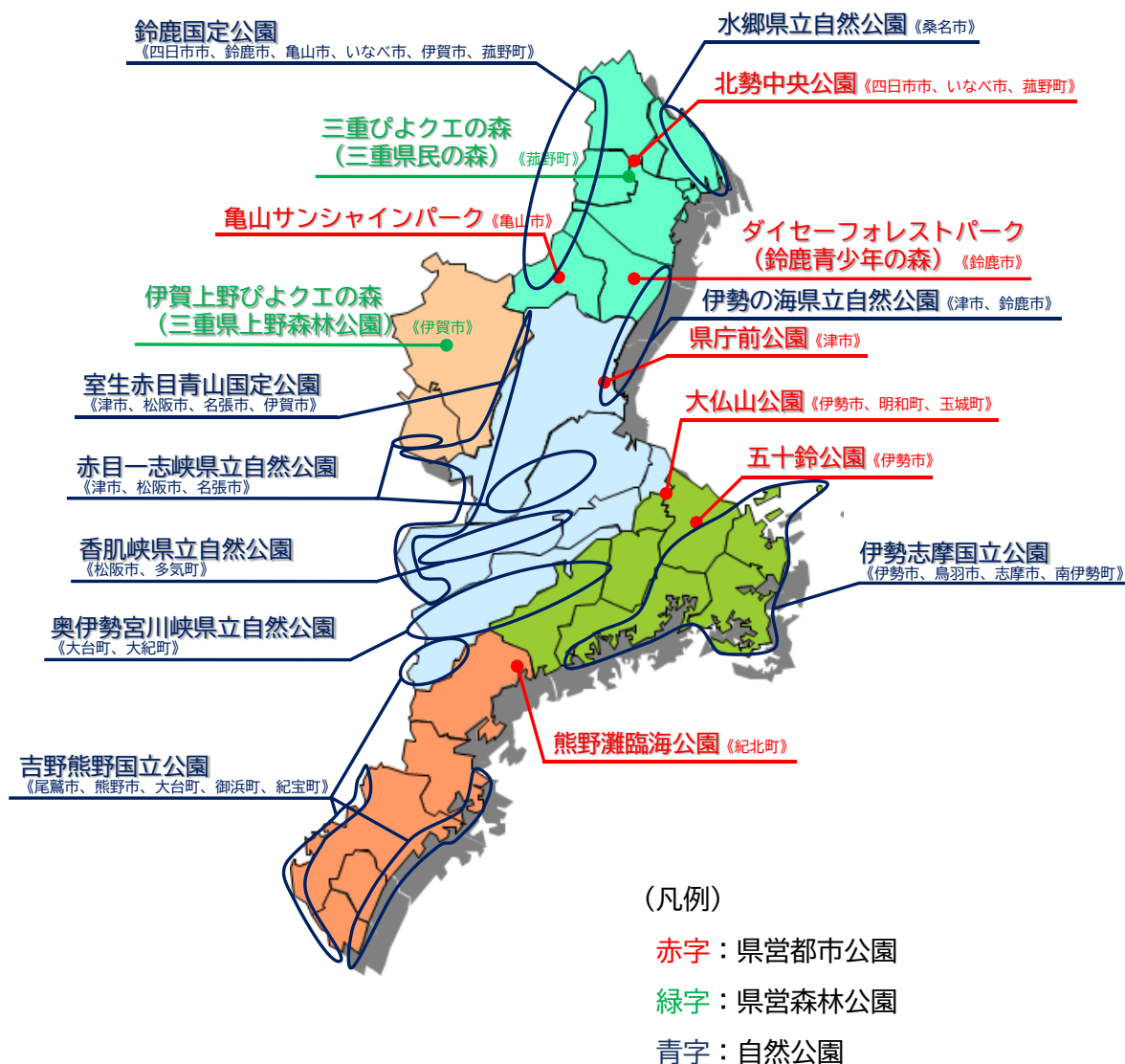
クマノザクラの植樹にも取り組まれている地域団体もあり、こうした活動が各地でさらに広がることで、クマノザクラの知名度が上がり、全国からも多くの方が訪れるようになることが期待されます。



(3) 県営都市公園等の現状

県内には県営都市公園、県営森林公園や自然公園などの多くの公園があります。これらの公園は、県民の憩いの場、運動やレクリエーションの場として親しまれているほか、花とみどりの活用の推進に寄与することが期待されます。

【県営都市公園等一覧】



(4) 街路樹の維持管理の現状

県管理道路では、クスノキ、ケヤキ、イチヨウ等の高木やツツジ類、シャリンバイ類等の中低木が街路樹として植栽されており、良好な道路景観の形成や沿道環境の向上等に寄与しています。

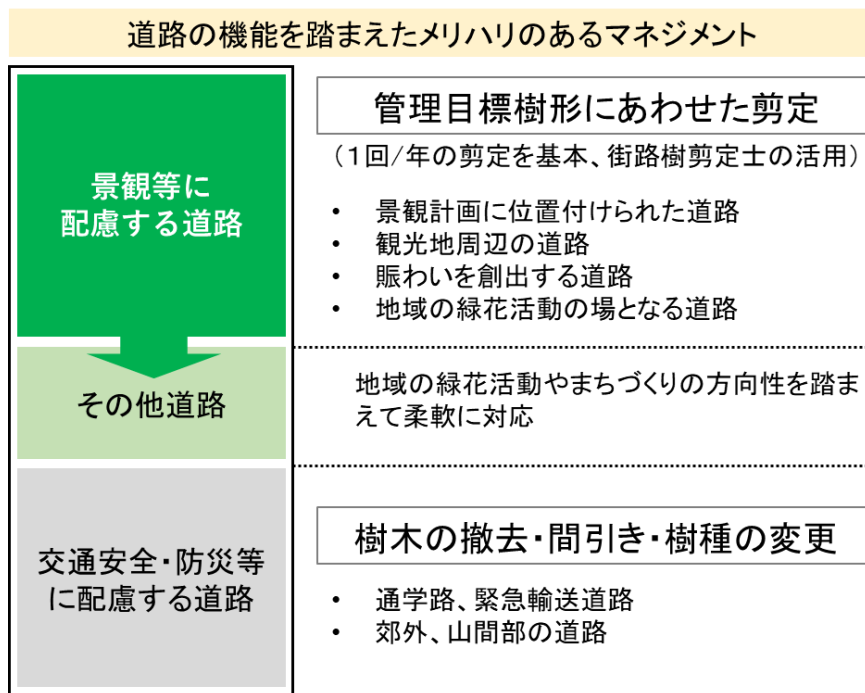
良好な道路景観を維持し、倒木等の被害を防止するため、剪定を適切に行う人材や、除草のための維持管理費が必要です。

県では、街路樹が有する様々な機能をより効果的に発揮させるため、「三重県街路樹マネジメント方針」(令和4(2022)年3月)を策定し、「景観に配慮する道路」、「交通安全・防災等に配慮する道路」、「その他道路」の3つに区分に応じた街路樹の適切な維持・管理等に取り組んでいます。

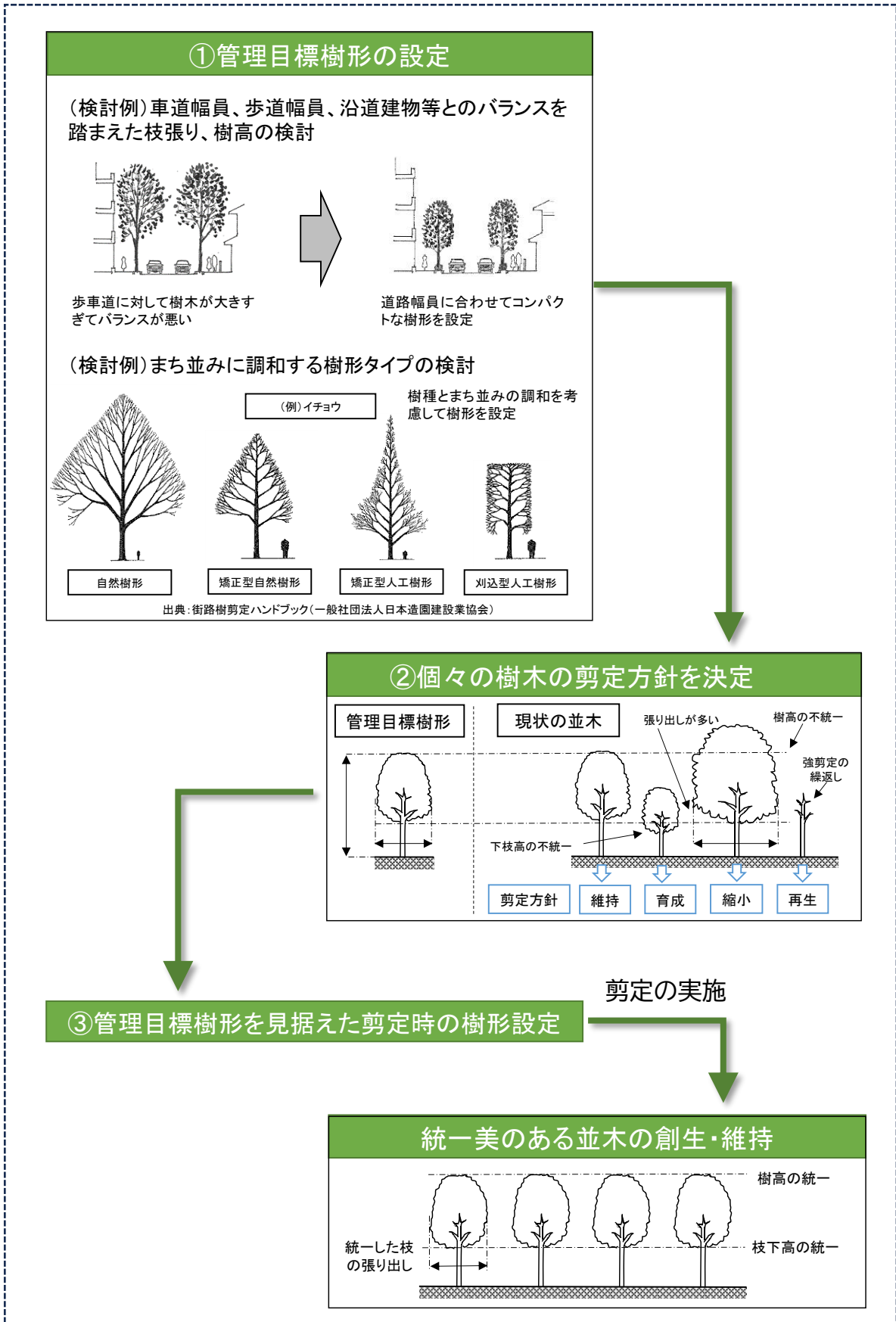
街路樹の剪定にあたっては、まちなみ等に合わせて路線にふさわしい樹形を設定する「管理目標樹形」を設定して、統一美のある道路景観の形成・維持等に努めます。

なお、本指針による街路樹のマネジメントについては、地域の理解を得ながら段階的に実施し、令和12(2030)年頃までに県内全域での実現を目指します。

【三重県街路樹マネジメント方針の概要】



【管理目標樹形の設定と街路樹の剪定フロー】

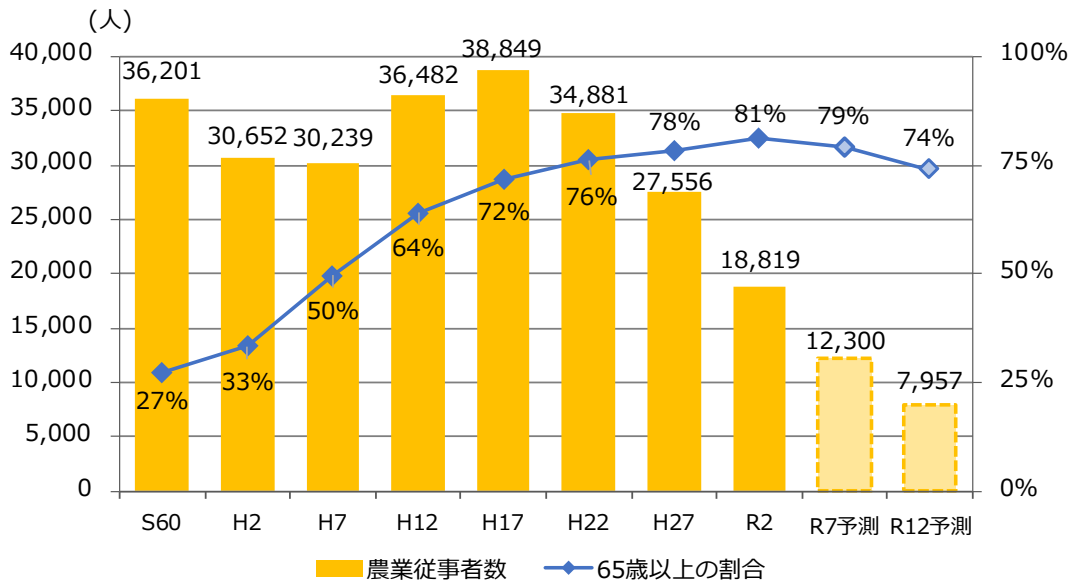


(5) 花き産業の現状

① 農業従事者（花き生産者含む）の推移

花き生産者を含む農業従事者数は平成17（2005）年以降大きく減少しており、今後も減少が続くと予測されています。また、農業従事者の高齢化も進んでいます。

【三重県の農業従事者数予測】

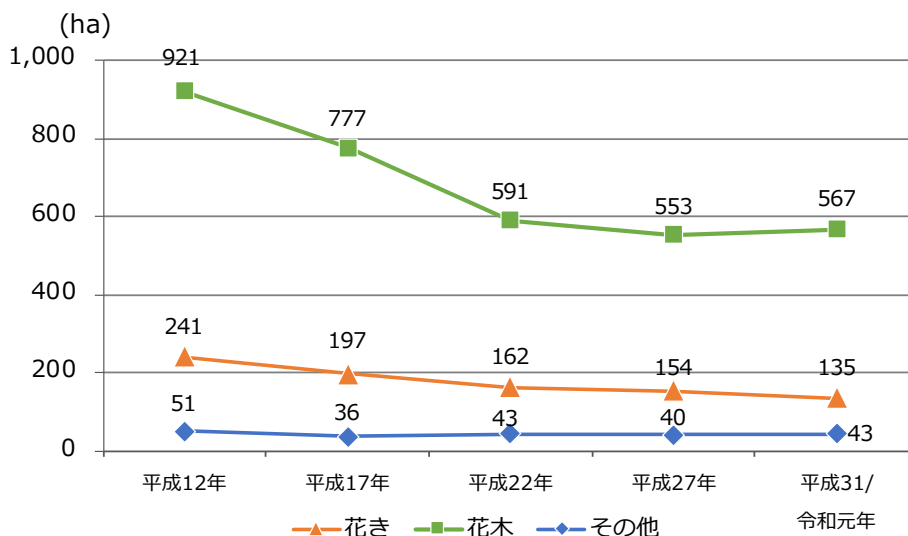


資料：農林業センサス、「強じんな美し国ビジョンみえ」（R7 予測、R12 予測）

② 花きの作付面積の推移

花き作付面積は減少傾向が続き、過去20年の間に半数近くまで減少しています。一方、花木作付面積は、平成22（2010）年までは大きく減少しましたが、近年は横ばい状態にあります。

【花き作付面積の推移】

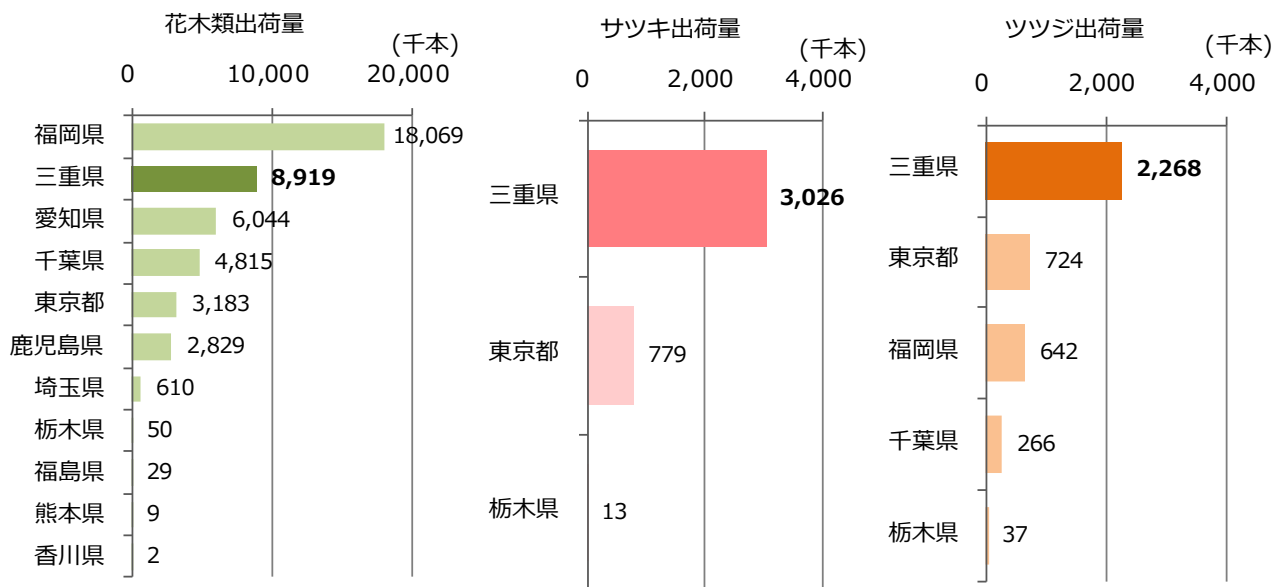


資料：三重県統計書（農林水産省「花木等生産状況調査」等）

③本県を代表する花木類

本県においては、花木類の生産が盛んで、花木類の令和2(2020)年の出荷量は全国2位となっています。花木類のうち、サツキ、ツツジが多く生産されており、作付面積、出荷本数、産出額とも全国1位となっています。

【主産県における花木類出荷量の比較】



資料：農林水産省「花木等生産状況調査」(令和2(2020)年)



本県を代表する花木類 (サツキ)



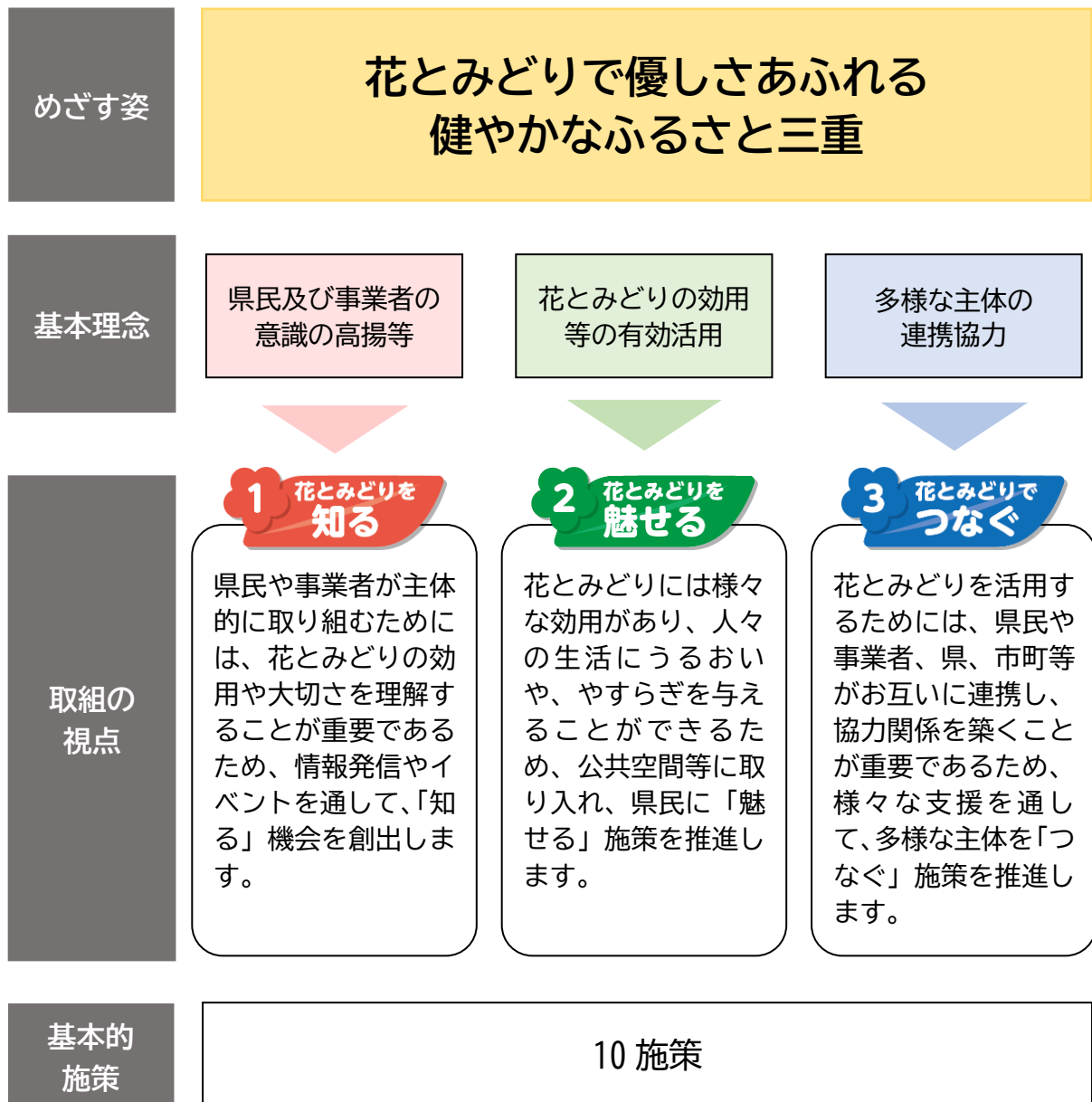
本県を代表する花木類 (ツツジの栽培風景)

第3章 計画の基本的な方針

条例がめざす「花とみどりで優しさあふれる健やかなふるさと三重」の実現に向け、県、市町、県民及び事業者が連携・協働し、それぞれの役割に応じて、主体的かつ積極的に花とみどりに関する取組を進めていく必要があります。

取組にあたっては、条例で定める基本理念をふまえた「取組の視点」（知る・魅せる・つなぐ）を設定し、幅広い分野にかかわる花とみどりの施策を推進していきます。

【めざす姿の実現に向けた取組イメージ】



本計画では、前述の施策の推進等にあたり、基本方針を次のとおりとします。

R6～R9
基本方針

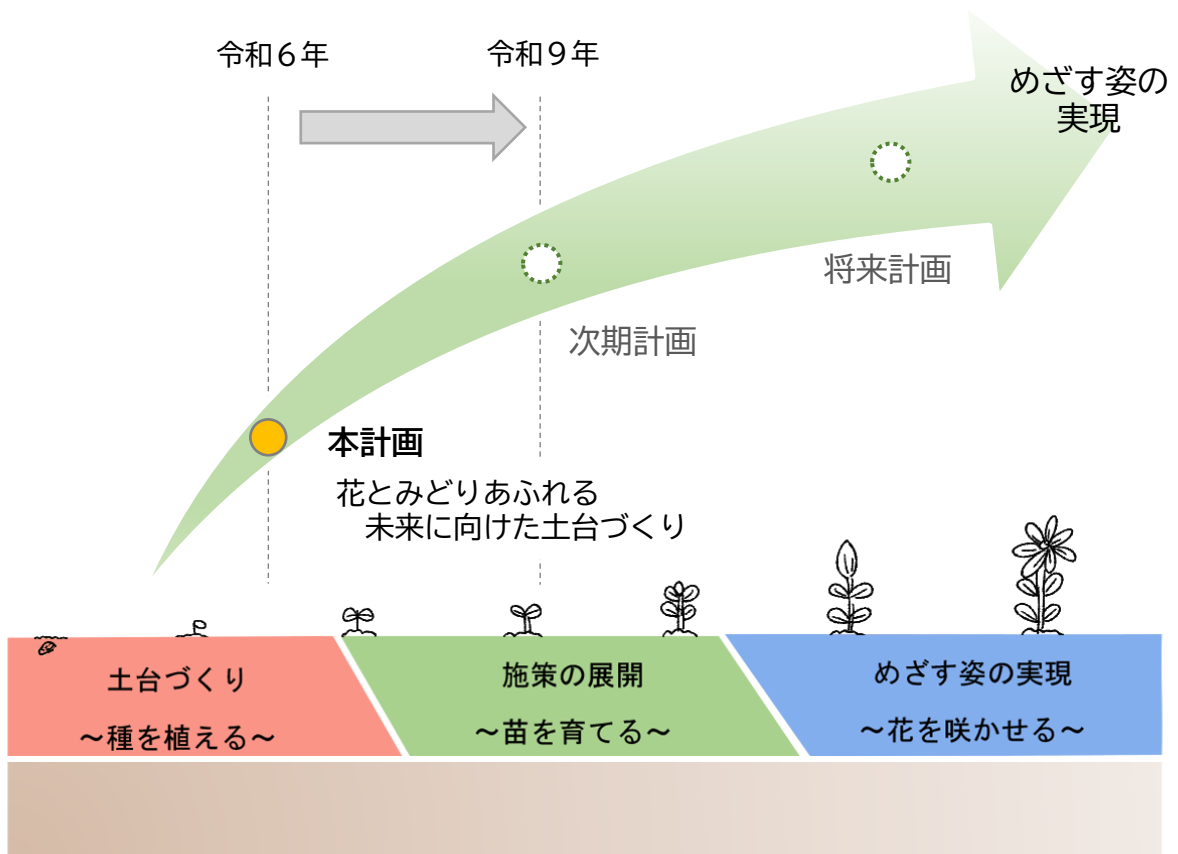
花とみどりあふれる未来に向けた土台づくり ～多くの県民が花とみどりが活用された まちづくりを実感するために～

本県は、条例が制定されたことで、花とみどりにあふれる未来に向けスタートラインに立ちました。

本計画の期間は、「花とみどりあふれる未来に向けた土台づくり」をめざす4年間とし、現在各部局が取り組んでいる花とみどりに関する施策を計画に位置付けて体系的に展開するとともに、県民が花とみどりに関心を持つことができるよう気運醸成に注力して取り組みます。

今後、計画の策定と結果の検証を繰り返し、段階的に条例がめざす姿に近づいていく必要があります。

【実現イメージ】



第4章 基本的施策の展開

取組の視点（知る・魅せる・つなぐ）をふまえ、条例で定める10の基本的施策ごとに具体的な取組を進めます。

また、基本的施策と取組の視点の関係性について、以下のとおり整理しています。

※表中の「●」印は、各基本的施策において特に関わりが深い視点を示しています。

| 基本的施策 | 取組の視点 | | |
|--------------------------|-------|-----|-----|
| | 知る | 魅せる | つなぐ |
| 1 県有施設等における花とみどりの活用 | | ● | ● |
| 2 街路樹等の機能の発揮 | | ● | ● |
| 3 社会福祉施設等における花とみどりの活用の促進 | ● | | ● |
| 4 花とみどりの文化の振興 | ● | ● | |
| 5 花とみどりの教育等の推進 | ● | | ● |
| 6 花とみどりの名所づくりの推進 | ● | ● | |
| 7 人材育成等 | ● | | |
| 8 情報収集等 | ● | | |
| 9 県民・事業者の理解の増進等 | ● | | |
| 10 顕彰 | ● | | ● |

【基本的施策1】 県有施設等における花とみどりの活用



1 現状・課題

- 県は県本庁舎や地域庁舎のほか、文化施設や水道施設などのさまざまな県有施設や、公園・河川・海岸等の公共用財産を管理しています。
- 県庁舎等における親しみやすい施設づくりのため、敷地内の樹木等の適切な維持管理をはじめ、施設の緑化につながる取組を推進していく必要があります。
- 県が管理する公園、河川や海岸等においては、それぞれの特性に応じた維持管理により、良好な自然環境の保全や向上を図る必要があります。
- 県有施設を持続的に維持管理し、花とみどりの活用を推進していくためには、地域等の多様な主体の協力を得ながら進めていく必要があります。

2 取組の方向性

- 県庁舎等の県有施設や県が管理する公園・河川・海岸等において、それぞれの施設の特性に応じた花とみどりの活用を図ります。
- 県有施設等の花とみどりの活用の推進に向けては、ボランティアの協力を得るなど、県民参加による維持管理を促進し、緑化や交流拠点づくりを推進します。

3 具体的な取組内容

基本的施策1の具体的な取組内容について、取組ごとに主体と支援内容※について、次のとおり一覧で整理しました。

※具体的な取組のうち、県が県民・事業者へ支援しているものを、制度（支援する仕組みがある）・人材（人材派遣・イベント開催支援等を行っている）・財政（物品の提供等を行っている）に分類し、該当するものを「●」で表示しています。

【取組ごとの主体と支援内容】

| 基本的施策 1 | | | 県 | 市町 | 県民・事業者 | | |
|---------|-------------------|--------------------------------------|---|----|--------|----|----|
| | | | | | 支援内容 | | |
| | | | | | 制度 | 人材 | 財政 |
| (1) | 県庁舎等における緑化、植栽等の推進 | 取組 1 県庁舎等における取組 | ● | | | | |
| | | 取組 2 指定管理者制度導入施設における取組 | ● | | ● | | |
| (2) | 都市公園等における緑化の推進 | 取組 1 県営都市公園における取組 | ● | | ● | | |
| | | 取組 2 森林公園、自然公園施設等における取組 | ● | | ● | | |
| | | 取組 3 港湾緑地、海岸緑地等における取組 | ● | ● | | | |
| (3) | 協働による公共空間の緑化の推進 | 取組 1 道路・河川・海岸・都市公園美化ボランティア活動助成（推進）事業 | ● | | ● | ● | ● |
| | | 取組 2 除草委託事業 | ● | | ● | ● | ● |
| | | 取組 3 フラワーオアシス推進事業 | ● | ● | ● | ● | ● |
| | | 取組 4 市町への緑化支援 | ● | ● | | | |

(1) 県庁舎等における緑化、植栽等の推進

取組 1 県庁舎等における取組

- ・県庁舎等において、良好な景観や施設内環境が維持されるよう、樹種や植栽にあわせた剪定や除草等を実施し、適切な維持管理を行います。また、来庁者に親しみをもってもらうため、施設や地域の特徴を生かした樹種、草花の植栽、出入口付近への花壇の設置等に取り組みます。



県本庁舎の植樹を生かした通路



県桑名庁舎のグリーンウォール設置



県四日市庁舎の玄関ホールの生け花



県伊賀庁舎の芝桜の植栽

取組2 指定管理者制度導入施設における取組

- ・指定管理者制度を導入している県有施設では、指定管理者と連携し、樹木の剪定等の適切な維持管理を行います。また、花壇や植栽ポットの設置をはじめ、施設に応じた花とみどりの活用を図ります。



クマノザクラやフジバカマの植樹による取組（熊野少年自然の家）



施設周辺の植栽
(三重県営サンアリーナ)



園芸ボランティアの活動
(三重県総合文化センター)

(2) 都市公園等における緑化の推進

取組1 県営都市公園における取組

- ・県民の憩いの場、運動やレクリエーションの場として、県営都市公園（北勢中央公園、ダイセーフオレストパーク（鈴鹿青少年の森）、亀山サンシャインパーク、県庁前公園、大仏山公園、五十鈴公園、熊野灘臨海公園）の植栽等の適切な維持管理を行います。



北勢中央公園



ダイセーフオレストパーク（鈴鹿青少年の森）



亀山サンシャインパーク



五十鈴公園

取組2 森林公園、自然公園施設等における取組

- ・森林教育や自然とのふれあいの場の拠点施設として、三重びよくエの森（三重県民の森）及び伊賀上野びよくエの森（三重県上野森林公園）の適切な維持管理を行います。また、県内の優れた自然の風景地を県民の皆さんにご利用いただくため自然公園施設（休憩所、歩道など）の適切な維持管理を行います。



剪定作業



歩道沿い除伐状況

取組3 港湾緑地、海岸緑地等における取組

- ・県が管理する港湾や海岸緑地等へ植樹した樹木等について、周辺環境との調和した良好な自然環境の保全や向上を図られるよう、適切な維持管理を行います。



港湾緑地（県鳥羽港）



漁港緑地（波切漁港）

(3) 協働による公共空間の緑化の推進

取組1 道路・河川・海岸・都市公園美化ボランティア活動助成（推進）事業

- ・県が管理する道路・河川・海岸・都市公園において、地域住民等が自主的に行う草刈、清掃、花壇管理、その他環境美化および保全に寄与する活動に対し、作業に必要な物品の提供、作業中の事故に備える保険料（傷害・賠償）等の支援を行います。



道路での活動の様子



都市公園での活動の様子

取組2 除草委託事業

- ・地域住民が自分たちの住むまちを美しくするために行う草刈り活動について、県と地域住民が対等なパートナーシップを組んで積極的に推進するため、県が管理する道路・河川・公園の草刈を自治会等に業務委託を行います。



自治会における草刈り活動

取組3 フラワーオアシス推進事業

- ・高水敷等の水辺に四季折々の花や木を植栽し、憩いとうるおいに満ちた水辺環境をつくるため、植栽等を行うボランティア団体及び市町等に対して、植栽等を行うために必要な費用の支援を行います。



スイセンの花植え活動

取組4 市町への緑化支援

- ・都市の再生に必要な公共公益施設の整備において、緑化が促進されるよう、市町に対し、公園・広場の整備や公共空間の緑化等に活用できる国の支援制度の情報提供を行います。市町からまちづくりに関する相談の際は、地区計画制度などを活用し、施設や接道部を積極的に緑化するよう助言を行います。

コラム②

緑化について定める地区計画

都市計画法に規定する地区計画制度は、一定のまとまった地区を対象に、建築物等の形態・位置や、道路、公園等の地区施設の配置などについて、その地区の実情に合ったよりきめ細かいルール作りを行う制度です。

地区計画では、接道部への生垣や植栽の設置について定めることが可能です。三重県内でも多くの地区計画が策定されており、美しいまちなみの形成に役立っています。



津市 長岡・河辺町地区地区計画区域内における植樹例



【基本的施策2】 街路樹等の機能の発揮

1 現状・課題

- 街路樹をはじめとした道路緑化は、美しい景観形成に加えて沿道環境の保全、道路利用者の快適性等のさまざまな機能を有し、「親しみ」、「潤い」や「やすらぎ」の効果があることから、道路空間や地域の魅力を高める重要な役割があります。
- 街路樹については、植栽時から成長した枝葉による視距不良など交通安全の阻害、落ち葉の処理、倒木、雑草の繁茂等による歩道空間の阻害が発生しており、安全な道路交通に支障をきたしているケースも見受けられます。
- 街路樹の機能をより効果的に発揮させるためには、「三重県街路樹マネジメント方針」に基づき、路線や地域特性を踏まえ、各道路で必要とされる機能に応じて維持管理を行う必要があります。
- 特に、日常生活に最も身近なインフラである道路空間においては、良好な景観等の形成・維持に向け、県民・事業者と協働した取組が必要です。

2 取組の方向性

- 県管理道路の街路樹が良好な景観形成や交通安全等の機能を発揮できるよう、「三重県街路樹マネジメント方針」に基づき、その特性等に応じて適切な維持管理を行います。
- 街路樹やその周辺における良好な景観の維持のため、県民・事業者と協働した取組を推進します。

3 具体的な取組内容

基本的施策2の具体的な取組内容について、取組ごとに主体と支援内容※について、次のとおり一覧で整理しました。

※具体的な取組のうち、県が県民・事業者へ支援しているものを、制度（支援する仕組みがある）・人材（人材派遣・イベント開催支援等を行っている）・財政（物品の提供等を行っている）に分類し、該当するものを「●」で表示しています。

【取組ごとの主体と支援内容】

| 基本的施策2 | | | 県 | 市町 | 県民・事業者 | | |
|--------|--------------------|---|---|----|--------|----|----|
| | | | | | 支援内容 | | |
| | | | | | 制度 | 人材 | 財政 |
| (1) | 街路樹等を生かした道路空間の魅力向上 | 取組1 街路樹等の維持管理 | ● | ● | | | |
| | | 取組2 道路空間のグリーン化 | ● | | | | |
| (2) | 協働による道路空間づくり | 取組1 みえ花と絆のプロジェクト | ● | | ● | | |
| | | 取組2 道路・河川・海岸・都市公園美化ボランティア活動助成(推進)事業【再掲】 | ● | | ● | ● | ● |
| | | 取組3 除草委託事業【再掲】 | ● | | ● | ● | ● |
| | | 取組4 ふれあいの道事業 | ● | | ● | ● | ● |

(1) 街路樹等を生かした道路空間の魅力向上

取組1 街路樹等の維持管理

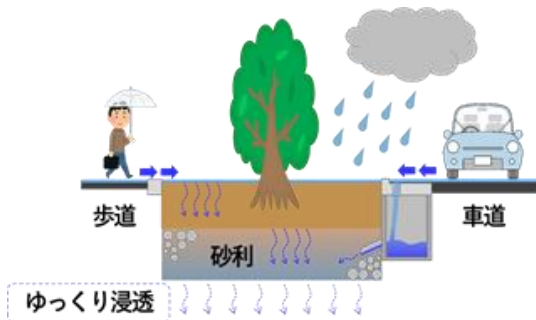
- ・県管理道路において、良好な景観形成や道路交通の安全確保等の機能が発揮されるよう、「三重県街路樹マネジメント方針」に基づき、街路樹の設置や剪定、道路の除草等について適切かつ計画的な維持管理を進めます。また、市町等に対し、街路樹等の適切な維持管理に必要な情報を提供します。



街路樹による良好な沿道景観（伊勢市内）

取組2 道路空間のグリーン化

- ・街路樹の適切な維持管理により、良好な景観を維持するとともにCO₂の削減に貢献します。
- ・県管理道路の整備時において、降雨災害リスクの軽減につなげるため、植樹帯における雨水浸透柵の整備に取り組みます。また、道路の法面は、快適な道路空間が確保されるよう、地域特性に応じた緑化に取り組みます。
- ・都市計画に基づく都市部の県道（街路）整備時において、植樹帯を道路の特性等に応じて整備します。



雨水浸透設備の効果



雨水浸透設備（県庁前）

(2) 協働による道路空間づくり

取組1 みえ花と絆のプロジェクト

- ・県管理道路等の公共空間において、「花植え活動」を通じ、高齢者や子ども、障がいのある人をはじめ、さまざまな方が知り合い、いざというときに助け合える地域づくりにつなげるため、「みえ花と絆のプロジェクト」による取組を県民・事業者と協働で進めます。



地域の皆さんと協働した花植え活動

取組2 道路・河川・海岸・都市公園美化ボランティア活動助成(推進)事業【再掲】

- ・ 県が管理する道路・河川・海岸・都市公園において、地域住民等が自主的に行う草刈、清掃、花壇管理、その他環境美化および保全に寄与する活動に対し、作業に必要な物品の提供、作業中の事故に備える保険料（傷害・賠償）等の支援を行います。

取組3 除草委託事業【再掲】

- ・ 地域住民が自分たちの住むまちを美しくするために行う草刈り活動について、県と地域住民が対等なパートナーシップを組んで積極的に推進するため、県が管理する道路・河川・公園の草刈を自治会等に業務委託を行います。

取組4 ふれあいの道事業

- ・ 道路（延長概ね 500m 以上）において、道路愛護意識の高揚のため、年3回以上、除草、清掃、植栽等の美化・維持活動を行う自治会等の地域住民により構成された団体又は事業者に対して、参加者の傷害保険・賠償責任保険の加入、活動に必要な物品等の助成を行います。また、活動場所への団体を表示した看板の設置を行います。



道路空間の美化・維持活動の様子



【基本的施策3】 社会福祉施設等における花とみどりの活用の促進

1 現状・課題

- 社会福祉施設等においては、花とみどりに接することにより、入所者等の生きがいづくり、健康の維持及び増進、仲間づくり等、様々な効果が期待できます。
- 社会福祉施設等における花とみどりの活用を促進するためには、施設管理者の理解を深める取組が必要です。

2 取組の方向性

- 社会福祉施設や医療提供施設において、花とみどりを通じた交流促進や花壇の設置・樹木の植栽等による緑化を推進します。

3 具体的な取組内容

基本的施策3の具体的な取組内容について、取組ごとに主体と支援内容※について、次のとおり一覧で整理しました。

※具体的な取組のうち、県が県民・事業者へ支援しているものを、制度（支援する仕組みがある）・人材（人材派遣・イベント開催支援等を行っている）・財政（物品の提供等を行っている）に分類し、該当するものを「●」で表示しています。

【取組ごとの主体と支援内容】

| 基本的施策3 | | | 県 | 市町 | 県民・事業者 | | |
|--------|-----------------------|----------------------|---|----|--------|----|----|
| | | | | | 支援内容 | | |
| | | | | | 制度 | 人材 | 財政 |
| (1) | 花とみどりを通じた交流促進と施設の緑化推進 | 取組1 県立病院等における取組 | ● | | ● | | |
| | | 取組2 県立高等学校における園芸福祉活動 | ● | | ● | | |
| | | 取組3 活用事例の情報提供 | ● | | | | |

(1) 花とみどりを通じた交流促進と施設の緑化推進

取組1 県立病院等における取組

- ・県立病院等において、良好な景観を維持するため、敷地内に植栽された樹木等について、定期的に剪定、除草を行います。また、こころの医療センターではデイケアプログラムで花を活用する取組を、一志病院では地域の小学校の児童と病院スタッフで敷地内の花壇に花苗を植える取組を、それぞれ実施します。



一志病院における地域の小学校と協働した花植え活動

取組2 県立高等学校における園芸福祉活動

- ・農業学科等を設置する高等学校において、生徒が高齢者施設利用者や保育園児と一緒に花や野菜を植えながらコミュニケーションをはかるなど、園芸福祉活動を実践します。



相可高等学校の園芸福祉活動

取組3 活用事例の情報提供

- ・社会福祉施設や医療提供施設において、花とみどりに触れる機会を増やし、花とみどりを契機とした交流促進や施設の緑化推進につながるよう、施設における花壇の設置・植栽等の活用事例の情報提供を行います。



【基本的施策4】 花とみどりの文化の振興

1 現状・課題

○近年、生活スタイルの多様化等に伴い、花を贈ったり、家に飾ったりする機会が少なくなり、生花その他の花とみどりの文化や伝統の継承が難しくなっています。今後は、花とみどりの文化や伝統に関する知識や意義に関する情報発信等を通じて、県民意識の醸成を図ることが必要です。

2 取組の方向性

- 記念日に花を贈る文化の醸成に向けたPR、家に花を飾るための工夫の紹介等を行い、日常生活における花とみどりの活用を促進します。
- 街路樹文化（街路樹に親しむ活動及びその活動の文化的所産）を育むためのPRや、生花文化の継承に向けたPRを通じて、花とみどりの文化を伝えます。
- 花の育成方法の研修会や花とみどりの観察会等を計画し、花とみどりに関する知識等の普及を行います。

3 具体的な取組内容

基本的施策4の具体的な取組内容について、取組ごとに主体と支援内容※について、次のとおり一覧で整理しました。

※具体的な取組のうち、県が県民・事業者へ支援しているものを、制度（支援する仕組みがある）・人材（人材派遣・イベント開催支援等を行っている）・財政（物品の提供等を行っている）に分類し、該当するものを「●」で表示しています。

【取組ごとの主体と支援内容】

| 基本的施策4 | | | 県 | 市町 | 県民・事業者 | | | |
|--------|---------------------|---------------------------|---|----|--------|----|----|--|
| | | | | | 支援内容 | | | |
| | | | | | 制度 | 人材 | 財政 | |
| (1) | 日常生活における花とみどりの活用の促進 | 取組1 県営都市公園における花とみどりの文化の振興 | ● | | | | | |
| (2) | 花とみどりに関する文化の紹介 | 取組1 街路樹に親しむためのPR | ● | | | | | |
| | | 取組2 生花文化の振興に向けたPR | ● | | | | | |
| | | 取組3 「フラワー・ブラボー・コンクール」のPR | ● | | | | | |
| | | 取組4 ボランティア団体の活動内容のPR | ● | | | | | |
| | | 取組5 樹木医等の活用の推進 | ● | ● | ● | | | |
| (3) | 花とみどりに関する知識等の普及 | 取組1 春の野草ウォッチング | ● | | | | | |
| | | 取組2 各種展示・体験イベント・講習会の開催 | ● | | | | | |

(1) 日常生活における花とみどりの活用の促進

取組1 県営都市公園における花とみどりの文化の振興

- ・日常生活で身近な空間である県営各都市公園において、花とみどりの文化の振興等を目的に花苗ポット及び花の種の配布や草木の観察会等を実施します。



花の配布イベント



草木の観察会

(2) 花とみどりに関する文化の紹介

取組1 街路樹に親しむためのPR

- ・街路樹に親しみを持っていただくため、県内の美しい並木道について、ホームページやSNSにより情報発信します。

取組2 生花文化の振興に向けたPR

- ・三重県文化振興条例に基づき、華道を含む生活文化の振興を図るため、それらに関する情報発信等の取組を進めます。

取組3 「フラワー・ブラボー・コンクール」のPR

- ・小中学生等を対象とした「フラワー・ブラボー・コンクール」の募集内容や過去の入賞作品等の情報を発信します。



フラワー・ブラボー・コンクールによる花壇づくり

取組4 ボランティア団体の活動内容のPR

- ・道路や河川、海岸の環境美化活動への参加や協力について機運醸成を図るため、清掃活動等を行うボランティア団体の活動内容を、ホームページやSNSにより情報発信します。



SNSによる活動のPR

取組5 樹木医等の活用の推進

- ・市町や施設管理者から樹木の健康診断等に関する相談があった場合に、公益社団法人三重県緑化推進協会が日本樹木医会三重県支部の協力を得て実施する緑地等適正管理事業（樹木健康診断）の内容や手続き方法等の情報提供を行います。

(3) 花とみどりに関する知識等の普及

取組1 春の野草ウォッチング

- ・三重県立熊野少年自然の家において、施設近辺の野草を観察、採取し、調理を行う等の体験イベントを通じ、花とみどりに関する知識等の普及を行います。



熊野少年自然の家の野草を活用した体験イベント

取組2 各種展示・体験イベント・講習会の開催

- ・花き関係団体や花き生産者団体と連携し、消費拡大イベントや品評会を開催し、各種展示・体験、即売会等を実施します。また、花やみどりの管理に関する講習会を開催します。



フラワーアレンジメント体験教室



三重県花き即売会



【基本的施策5】 花とみどりの教育等の推進

1 現状・課題

- 小中学校では、花壇づくり等を通じて花育活動を実施しており、その発表の場としてフラワー・ブラボー・コンクールへ多くの学校が参加しています。今後も、子ども達の花きに関する関心を高めるため、継続して取り組むことが必要です。
- 高等学校では、農林業や環境土木に関連する学科において、ガーデニングや栽培技術に関する教育を行っているほか、これらの知識を活かした地域活動への参画にも取り組んでいます。今後も、地域と連携し、ボランティア活動の充実を図ることが望まれます。

2 取組の方向性

- 学校の敷地内の樹木、花への水やりなどの世話や新たな花壇づくりを通じた花育活動等、花とみどりにふれあい、大切さを学ぶ活動を今後も継続できるように、花壇の作成方法や管理方法等に関する情報提供や技術支援等の充実を図ります。
- 学校が教育活動の一環として実施している花とみどりを通じた地域活動に対し、継続的に活動が行える環境整備を推進します。

3 具体的な取組内容

基本的施策5の具体的な取組内容について、取組ごとに主体と支援内容※について、次のとおり一覧で整理しました。

※具体的な取組のうち、県が県民・事業者へ支援しているものを、制度（支援する仕組みがある）・人材（人材派遣・イベント開催支援等を行っている）・財政（物品の提供等を行っている）に分類し、該当するものを「●」で表示しています。

【取組ごとの主体と支援内容】

| 基本的施策5 | | | 県 | 市町 | 県民・事業者 | | |
|--------|------------------|------------------------------|---|----|--------|----|----|
| | | | | | 支援内容 | | |
| | | | | | 制度 | 人材 | 財政 |
| (1) | 学校教育における花とみどりの活動 | 取組1 学校における花育の取組 | ● | | | | |
| | | 取組2 県立高等学校における花とみどりを活用した教育 | ● | | | | |
| | | 取組3 県立特別支援学校における花とみどりを活用した教育 | ● | | | | |
| | | 取組4 花とみどりを活用した教育活動への支援 | ● | | | | |
| (2) | 花とみどりを通じた地域活動の取組 | 取組1 地域学校協働活動 | ● | | ● | ● | |
| | | 取組2 県立高等学校での地域における活動 | ● | | | | |

(1) 学校教育における花とみどりの活動

取組1 学校における花育の取組

- ・子ども達の花きに関する関心を高め、県産花きの消費拡大につなげるため、小中学校における無料配布種子を使っての花壇作成、花壇を管理することで情操面の向上を図るフラワー・ブラボー・コンクールへの参加、学校等でのフラワーアレンジメントや寄せ植え体験の実施等、花育事業に取り組みます。



いなべ市立員弁東小学校の取組



玉城町立田丸小学校の取組

取組2 県立高等学校における花とみどりを活用した教育

- ・農業学科等を設置する高等学校において、農芸学科や園芸・林業を学ぶコースを設置する高等学校中心に、園芸や林業に関する学習活動を実施します。



四日市農芸高等学校の園芸実習



久居農林高等学校の林業実習

取組3 県立特別支援学校における花とみどりを活用した教育

- ・県立特別支援学校において、園芸活動等を通じて、自然を愛する心や生命を大切にすることを育成します。また、県立高等学校の生徒と協力して、花を植えたプランターを地域の施設等に届けるなどの取組を進めます。



玉城わかば学園の取組



かがやき特別支援学校(草の実分校)の取組

取組4 花とみどりを活用した教育活動への支援

- ・小中学校を対象に、花苗の栽培方法や花壇の作成方法・管理方法についての講習会を開催します。



学校花壇指導者講習会
(中央農業改良普及センター)

(2) 花とみどりを通じた地域活動の取組

取組1 地域学校協働活動

- ・「地域ボランティアの協力を得て取り組む、花壇や学校周辺環境の整備」を含めた地域学校協働活動（地域住民と学校が相互にパートナーとして、連携・協働して行う様々な活動）に取り組む小中学校に対して、指導・助言等の活動支援を行います。



熊野市立新鹿中学校の地域と協働した環境美化活動

取組2 県立高等学校での地域における活動

- ・県立高等学校において、各学校が「学校環境デー」を設定し、創意工夫した環境保全活動の取組を進めます。



四日市農芸高等学校の
地域における美化・清掃活動



明野高等学校の
地域における美化・清掃活動

コラム③

花を通じた地域の学校との交流

農業学科等を設置する高等学校では、生徒が育てた花を地域の小中学校へ販売する活動を行っています。





【基本的施策6】 花とみどりの名所づくりの推進

1 現状・課題

○都市公園や自然公園に加えて、古くからの面影を残す伊勢街道や熊野古道等、花とみどりの名所となり得る場所について、その情報発信を行うとともに、花とみどりの保全・活用のための環境整備を行っていくことが必要です。

2 取組の方向性

○都市公園や自然公園等の花とみどりの名所となり得る場所の特色を活かした環境整備を推進します。

○花とみどりの名所について、ホームページやSNS等により情報発信を行います。

3 具体的な取組内容

基本的施策6の具体的な取組内容について、取組ごとに主体と支援内容※について、次のとおり一覧で整理しました。

※具体的な取組のうち、県が県民・事業者へ支援しているものを、制度（支援する仕組みがある）・人材（人材派遣・イベント開催支援等を行っている）・財政（物品の提供等を行っている）に分類し、該当するものを「●」で表示しています。

【取組ごとの主体と支援内容】

| 基本的施策6 | | | 県 | 市町 | 県民・事業者 | | |
|--------|----------------|--------------------------|---|----|--------|----|----|
| | | | | | 支援内容 | | |
| | | | | | 制度 | 人材 | 財政 |
| (1) | 花とみどりの名所づくり | 取組1 県営都市公園における花の名所づくりの推進 | ● | | ● | | |
| | | 取組2 森林公園、自然公園施設等の活用 | ● | | ● | | |
| | | 取組3 県立高等学校における名所の環境整備 | ● | | | | |
| (2) | 花とみどりの名所等の情報発信 | 取組1 花とみどりの名所のPR | ● | | | | |
| | | 取組2 観光名所の情報発信 | ● | | ● | | |

(1) 花とみどりの名所づくり

取組1 県営都市公園における花の名所づくりの推進

- ・ 県営北勢中央公園では、植樹した多様な桜を適切に維持管理することにより、桜の名所づくりとしての取組を進めます。



県営北勢中央公園の桜の名所づくり

取組2 森林公園、自然公園施設等の活用

- ・ 県内の森林公園、自然公園施設等を活用した森林教育や、森林公園、自然公園内における地域資源及び施設の保全・活用に取り組めます。



森林公園における森林教育

取組3 県立高等学校における名所の環境整備

- ・ 農業学科等を設置する高等学校において、地域と連携した環境保全活動により、名所の環境整備に取り組めます。



伊賀白鳳高等学校の地域と連携したノハナショウブの環境整備

(2) 花とみどりの名所等の情報発信

取組1 花とみどりの名所のPR

- ・道路、河川、公園等の県民が利用できる公共スペースにおける花とみどりの名所について、花の見頃や見どころなどの情報を、年間を通して随時SNSやホームページで発信します。

取組2 観光名所の情報発信

- ・県内の観光名所について、季刊誌「観光三重」や観光三重のホームページ等で情報発信します。



季刊誌「観光三重」

【基本的施策7】 人材育成等

1 現状・課題

○県では、平成29年3月に「三重県花き花木振興計画」を策定し、生産体制の強化、生産者の育成及び消費の拡大の取組を進めています。また、農業大学校や農林系の高等学校において、花き生産者の育成に向けた教育を行っています。今後も、最新の技術、知識等の習得支援や、花きの生産・流通・販売等の課題の把握、改善に努める必要があります。

2 取組の方向性

- 地域の花壇整備に従事する者や、街路樹の剪定等に専門的な知識を有する者等、花とみどりの活用の推進に寄与する人材を育成できる環境整備を推進します。
- 花き生産者、花き市場関係者、造園建設業者等、花とみどりの活用の推進に寄与する者に対して、技術支援や経営指導等の支援を行います。

3 具体的な取組内容

基本的施策7の具体的な取組内容について、取組ごとに主体と支援内容※について、以下のとおり、一覧で整理しました。

※具体的な取組のうち、県が県民・事業者へ支援しているものを、制度（支援する仕組みがある）・人材（人材派遣・イベント開催支援等を行っている）・財政（物品の提供等を行っている）に分類し、該当するものを「●」で表示しています。

【取組ごとの主体と支援内容】

| 基本的施策7 | | | 県 | 市町 | 県民・事業者 | | |
|--------|----------|--------------------------------|---|----|--------|----|----|
| | | | | | 支援内容 | | |
| | | | | | 制度 | 人材 | 財政 |
| (1) | 人材の育成・確保 | 取組1 花き生産者の育成・支援 | ● | | | | |
| | | 取組2 県立高等学校における造園・園芸に関する国家資格の取得 | ● | | | | |
| | | 取組3 「街路樹剪定士」資格の活用検討 | ● | | | | |
| (2) | 産業への支援 | 取組1 花き栽培や物流に関する実証試験の実施 | ● | | | | |
| | | 取組2 県産花きの生産技術の向上 | ● | ● | | | |
| | | 取組3 花き生産者への支援 | ● | ● | ● | ● | |

(1) 人材の育成・確保

取組1 花き生産者の育成・支援

- ・花き生産者の育成に向け、農業大学校に設置している花き専攻コースにおいて、実践的な技術や知識の習得を進めます。また中央農業改良普及センターにおいて、花き分野を含む新規就農者の支援を行います。



農業大学校における花き生産者の支援

取組2 県立高等学校における造園・園芸に関する国家資格の取得

- ・農業学科等を設置する高等学校において、農芸学科や園芸・林業を学ぶコースを設置する高等学校中心に、生徒が造園・園芸に係る専門的な知識と技術を身に付けるため、造園技能士、園芸装飾技能士、フラワー装飾技能士等の国家資格の取得をめざした取組を行います。



四日市農芸高等学校における資格取得に向けた授業や講習会

取組3 「街路樹剪定士」資格の活用検討

- ・街路樹の維持管理にあたって「街路樹剪定士」の資格が活用されるような手法を検討します。

(2) 産業への支援

取組1 花き栽培や物流に関する実証試験の実施

- ・花きの栽培や流通について、実証事業等を通じて産地の課題解決に取り組みます。



花きの栽培や流通に関する実証事業

取組2 県産花きの生産技術の向上

- ・花き生産者団体と連携し、各種品評会を開催し、県産花きの生産技術の向上を図ります。



三重県花き品評会



関東東海花の展覧会品評会

取組3 花き生産者への支援

- ・中央農業改良普及センターにおいて、県内の花きの生産者と連携し、実需者や消費者に対する産地の認知度向上に向けたPR活動の取組に加え、生産者の技術や経営の課題解決に向け、研修の開催等の支援を行います。



産地の認知度向上に向けたPR活動



生産者の技術や経営の
課題解決に向けた研修会



【基本的施策8】 情報収集等

1 現状・課題

○中央農業改良普及センターや農業研究所においては、花きの生産性や品質の向上に資する技術や情報の提供、研究に努めています。社会的ニーズや課題の把握に努め、新たな品種、商品等の開発を進める必要があります。

2 取組の方向性

○花とみどりの活用の推進を専門的知見に基づき効果的に実施するために必要な情報の収集及び提供、調査研究を推進します。

3 具体的な取組内容

基本的施策8の具体的な取組内容について、取組ごとに主体と支援内容※について、次のとおり一覧で整理しました。

※具体的な取組のうち、県が県民・事業者へ支援しているものを、制度（支援する仕組みがある）・人材（人材派遣・イベント開催支援等を行っている）・財政（物品の提供等を行っている）に分類し、該当するものを「●」で表示しています。

【取組ごとの主体と支援内容】

| 基本的施策8 | | 県 | 市町 | 県民・事業者 | | | | |
|--------|-------------------|----------------------------|----|--------|----|----|---|---|
| | | | | 支援内容 | | | | |
| | | | | 制度 | 人材 | 財政 | | |
| (1) | 専門的な情報の提供や調査研究の推進 | 取組1 花を活用した活動への支援 | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| | | 取組2 花き生産者への支援 | ● | | | ● | ● | |
| | | 取組3 三重県ホームページ「花とみどりの情報」の充実 | ● | | | | | |
| | | 取組4 調査研究の実施 | ● | | | | | |

(1) 専門的な情報の提供や調査研究の推進

取組1 花を活用した活動への支援

- ・中央農業改良普及センターにおいて、市町等が行う景観形成のための花の植栽や花き産業振興を目的としたイベントなどに対して、資料・資材の提供や助言等の支援を行います。

取組2 花き生産者への支援

- ・農業研究所において、県内の花きの生産者に生産性や品質の向上を図るための技術導入に向けた支援を実施します。



農業研究所における害虫診断

取組3 三重県ホームページ「花とみどりの情報」の充実

- ・花とみどりの活用に向けた情報発信を図るため、県ホームページの「花とみどりの情報」ページにおける掲載内容を充実するとともに、SNS等を通じて当該ページの周知を図ります。

取組4 調査研究の実施

- ・市場ニーズが高い花き品目の高品質、低コスト生産や新たな需要が期待できる新品目の効率的栽培技術の開発など、三重県の花き生産振興に繋がる課題の解決に取り組みます。



県で育種された新品種の伊勢路錦



農業研究所の成果展示

【基本的施策9】 県民及び事業者の理解の増進等

1 現状・課題

○県は、「花とみどりの日イベント」や花きの消費拡大イベント等のイベントを開催し、県民の花とみどりの活用に関する意識の向上に努めています。今後も、イベント等の開催を継続するとともに、分かりやすく、より多くの人に伝えることが必要です。

2 取組の方向性

○花とみどりの効用や活用の意義を広めるためのイベントの開催や、活用事例等に関する情報を広く発信し、花とみどりの効用に対する理解を深め、その活用に対する気運の醸成を図ります。

○県民、事業者等に対し、本条例の周知を行うとともに、花とみどりの活用に関する計画や制度を通じて理解の増進を図ります。

3 具体的な取組内容

基本的施策9の具体的な取組内容について、取組ごとに主体と支援内容※について、次のとおり一覧で整理しました。

※具体的な取組のうち、県が県民・事業者へ支援しているものを、制度（支援する仕組みがある）・人材（人材派遣・イベント開催支援等を行っている）・財政（物品の提供等を行っている）に分類し、該当するものを「●」で表示しています。

【取組ごとの主体と支援内容】

| 基本的施策9 | | 取組 | 県 | 市町 | 県民・事業者 | | |
|--------|-------------------------|------------------------------------|---|----|--------|----|----|
| | | | | | 支援内容 | | |
| | | | | | 制度 | 人材 | 財政 |
| (1) | イベントの開催や 情報発信 | 取組1 「花とみどりの日」「街路樹の日」におけるイベントの開催 | ● | | | | |
| | | 取組2 消費拡大イベントの開催 | ● | | | | |
| | | 取組3 森林公園でのイベント等の開催 | ● | ● | | | |
| | | 取組4 「三重県植木まつり」の開催支援 | ● | ● | ● | ● | |
| | | 取組5 「国土緑化運動・育樹運動ポスター原画募集」の実施 | ● | ● | | | |
| | | 取組6 SNSを活用した花植え活動等の情報発信 | ● | | | | |
| | | 取組7 緑化苗木寄贈に係る情報提供 | ● | ● | | | |
| (2) | 条例の周知と活用 するための仕組みづくり | 取組1 気運醸成に向けた条例の周知 | ● | | | | |
| | | 取組2 「緑の募金」の普及啓発活動 | ● | ● | | | |
| | | 取組3 「三重県広域緑地計画」による緑地保全の取組 | ● | ● | | | |
| | | 取組4 「三重県景観計画」に基づく緑化の推奨 | ● | ● | | | |
| | | 取組5 「みえ森と緑の県民税市町交付金」を活用したみどりを守る取組 | ● | ● | ● | | ● |
| | | 取組6 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮に向けた景観形成活動 | ● | ● | ● | ● | ● |

(1) イベントの開催や情報発信

取組1 「花とみどりの日」「街路樹の日」におけるイベントの開催

- ・「花とみどりの日（4月18日）」、「街路樹の日（11月11日）」にあわせ、県民の皆さんの花とみどりの活用の推進に向けた理解促進と気運醸成を図るため、寄せ植え体験をはじめ、花とみどりに親しむ機会づくりに取り組みます。

取組2 消費拡大イベントの開催

- ・県産花きの消費拡大に向けてイベントを開催し、県産花きを使用した飾花展示、フラワーアレンジメントや寄せ植えの体験教室を実施します。



フラワーアレンジメント体験教室



寄せ植え体験

取組3 森林公園でのイベント等の開催

- ・三重ぴよクエの森（三重県民の森）及び伊賀上野ぴよクエの森（三重県上野森林公園）において、利用者のニーズにあわせたイベント等を開催し、みどりの効用を体感できる本施設への利用の増進を図ります。



森林公園でのイベント

取組4 「三重県植木まつり」の開催支援

- ・花き生産者団体が主催する「三重県植木まつり」開催における運営の支援を行います。

取組5 「国土緑化運動・育樹運動ポスター原画募集」の実施

- ・国土緑化運動の一環として、森や樹木の大切さや、森や自然を守り育てる思いなどを表現するポスター作製を通して、小中高校生の緑化に対する意識を醸成することを目的に、公益社団法人三重県緑化推進協会と連携して「国土緑化運動・育樹運動ポスター原画募集」を行います。



小学生の部特選作品



中学生の部特選作品

取組6 SNSを活用した花植え活動等の情報発信

- ・SNSを活用し、「みえ花と絆のプロジェクト」に基づき実施する花植え活動等の活動実績や活動日等の情報を発信します。



SNSを活用した情報発信

取組7 緑化苗木寄贈に係る情報提供

- ・民間事業者や公益財団法人が、さくらや広葉樹の苗木を県市町や住民団体等へ寄贈する事業を展開しており、県では、寄贈希望者への情報提供に協力していきます。



「ふれあいグリーンキャンペーン」の様子

(2) 条例の周知と活用するための仕組みづくり

取組1 気運醸成に向けた条例の周知

- ・市町や県民・事業者等において花とみどりの活用が促進されるよう、条例の内容をわかりやすく伝える啓発資材を作成し、普及に取り組みます。

取組2 「緑の募金」の普及啓発活動

- ・公益社団法人三重県緑化推進協会によって、森林ボランティア活動支援や緑化推進に活用されている「緑の募金」について、県民への普及啓発を図るため、様々な広報活動に取り組みます。



街頭募金の様子

取組3 「三重県広域緑地計画」による緑地保全の取組

- ・都市における緑地の保全及び緑化を推進するため、市町は「緑の基本計画」を、県ではその指針となる「三重県広域緑地計画」を策定しています。この計画で、みどりの機能等を生かした緑地の保全等について方針を定めることにより、県民等のみどりに対する理解の増進を図ります。

取組4 「三重県景観計画」に基づく緑化の推奨

- ・建築物の新築や開発行為等、届出・通知が必要となる行為を行おうとする者に対し、「三重県景観計画」の景観形成基準に基づき、行為地内での緑化を求めています。

取組5 「みえ森と緑の県民税市町交付金」を活用したみどりを守る取組

- ・みえ森と緑の県民税を財源として、市町が地域の実情に応じて創意工夫した対策ができるよう交付金を交付しています。本交付金を活用して、市町が古木や桜並木の保全等の地域の身近な緑を守る取組を進めます。

取組6 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮に向けた景観形成活動

- ・農地等の地域資源の適切な保全管理や農村環境の保全を図るための活動を推進するため、ため池等の草刈りや水路沿いの植栽活動等の地域の共同活動に係る支援を行います。



ため池法面の草刈り作業



水路沿いの植栽活動



【基本的施策10】 顕彰

1 現状・課題

○緑化活動や美化活動に功績のあった個人、団体に対して、国や県の表彰制度に基づき、その活動を称え、感謝状の贈呈等を行っています。今後も、花とみどりの活用の推進のきっかけづくりとなるよう表彰結果を広く周知するとともに、表彰制度等の充実の検討が必要です。

2 取組の方向性

○花とみどりの活用に積極的に取り組む県民や事業者の活動をたたえる制度の充実を図り、様々な活動の成果を発表するコンクール等の開催を検討します。

3 具体的な取組内容

基本的施策 10 の具体的な取組内容について、取組ごとに主体と支援内容※について、次のとおり一覧で整理しました。

※具体的な取組のうち、県が県民・事業者へ支援しているものを、制度（支援する仕組みがある）・人材（人材派遣・イベント開催支援等を行っている）・財政（物品の提供等を行っている）に分類し、該当するものを「●」で表示しています。

【取組ごとの主体と支援内容】

| 基本的施策 10 | | 取組 | 県 | 市町 | 県民・事業者 | | |
|----------|-------------|-------------------------------|---|----|--------|----|----|
| | | | | | 支援内容 | | |
| | | | | | 制度 | 人材 | 財政 |
| (1) | 表彰・コンクールの開催 | 取組1 「フラワー・ブラボー・コンクール」の開催 | ● | | ● | | |
| | | 取組2 花き品評会の開催 | ● | | ● | | |
| | | 取組3 地域で積極的に緑化活動の推進等に尽力した方への表彰 | ● | | | | |

(1) 表彰・コンクールの開催

取組1 「フラワー・ブラボー・コンクール」の開催

- ・小中学校等での花壇づくりを通じて、学校環境の美化と児童生徒の情操教育につなげるフラワー・ブラボー・コンクール（FBC）を開催します。あわせて、学校花壇設計図、花と私の作文、私たちの学校花壇を描いた写生、校外花壇についてのコンクールも実施します。



表彰式の様子



R 4 大賞・玉城町立外城田小学校



R 4 内閣総理大臣賞・
亀山市立亀山南小学校



R 4 三重県知事賞・
花壇を描いた写生コンクール

取組2 花き品評会の開催

- ・花き生産者団体と連携してシクラメン、洋ラン、観葉植物等の鉢花や花苗、切花の品評会の開催、表彰する取組を行います。



花き品評会



花き品評会入賞作品

取組3 地域で積極的に緑化活動の推進等に尽力した方への表彰

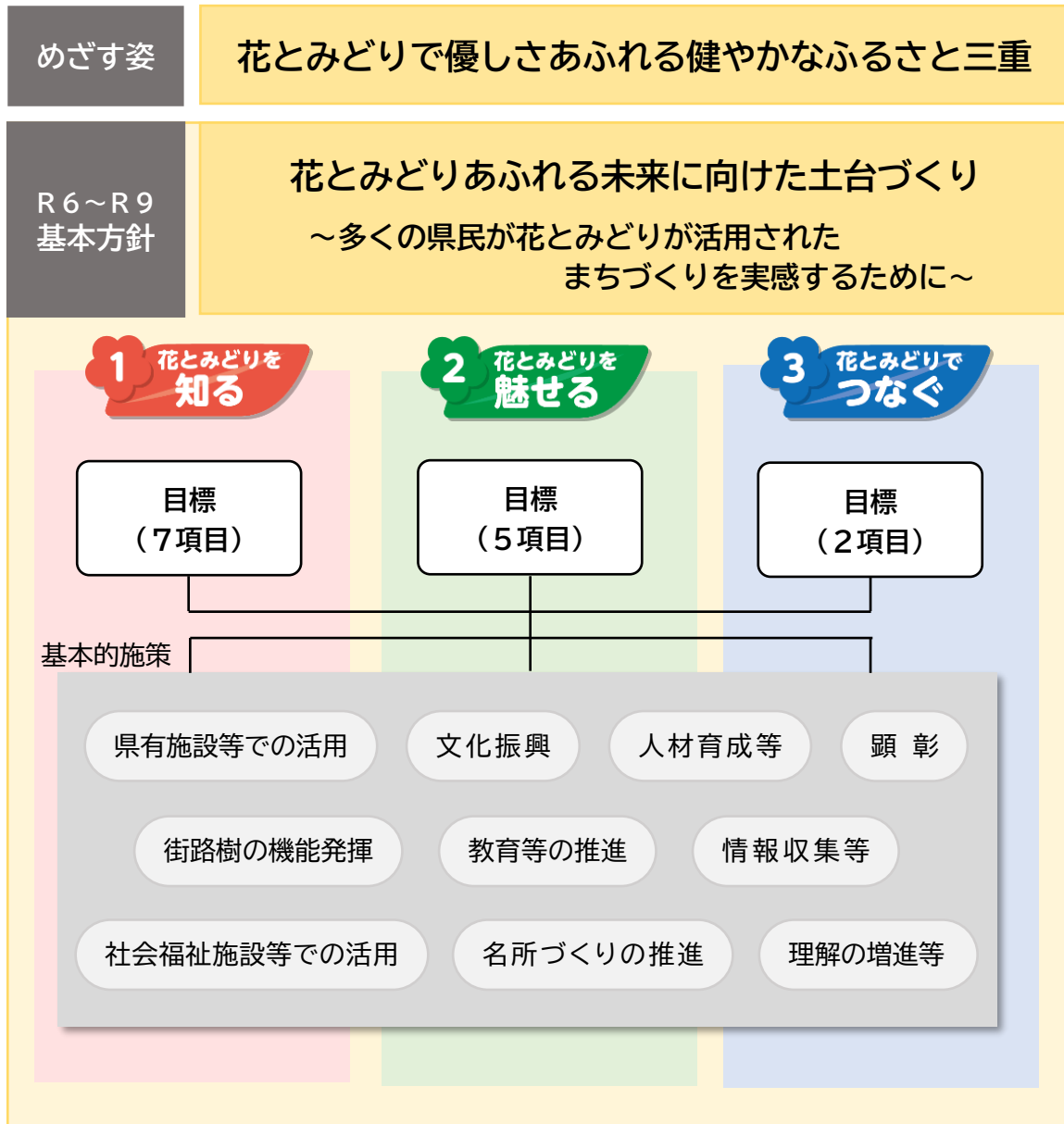
- ・三重県民功労者表彰は、県民の模範となり、かつ公共、教育・文化、福祉衛生、産業、生活等の各分野における特に顕著な功績をもって、地域社会の発展及び県勢伸展に寄与した個人、または団体を表彰する制度です。地域で積極的に緑化活動の推進や環境美化活動に永年尽力した方も対象として表彰を行います。

第5章 計画の実現に向けて

1 目標の設定

基本方針に基づき、条例でめざす姿が実現された状態を見据えつつ、取組の視点ごとに目標を設定します。

目標は、各基本的施策の具体的な取組から、重要と考える項目を抽出しています。



| 花とみどりを「知る」 目標項目 | 目標値 | 項目・目標値の説明 |
|---|-----------|---|
| 花とみどりを活用した取組事例等を掲載した県のホームページ「花とみどりの情報」を通じた情報発信の回数 | 1回/月 | 条例の認知度向上のため、県ホームページの内容を充実させていくことを指標として、月1回以上の情報発信を行います。 |
| 「花とみどりの三重づくり条例」の内容を周知するための普及・啓発資材の作成 | 2コンテンツ/年 | 条例の認知度向上のため、周知や啓発を行う資材を作成し、イベント等で配布します。 |
| 花とみどりの効用の周知や花とみどりに触れる機会創出のためのイベント・講習会の実施回数 | 5回/年 | 条例の認知度向上や花とみどりの効用を感じることができるよう、県民が参加できるイベント・講演会を実施します。 |
| 農業大学校における花き専攻コース受講生の花き生産・流通・販売業への就職率 | R9 50% | 花とみどりを活用する人材を育成し、県産花きの生産振興と需要拡大につなげます。 <div style="text-align: right;">現状値(R4)：40%</div> |
| 花とみどりの産地について、県民への理解度を高めるため、産地の認知度向上に繋がる取組を行った生産者数 | R9 40戸 | 県民が花とみどりに触れる機会を増やし、花とみどりの効用についての理解がより深まるよう、PR活動を実施する生産者を支援します。 <div style="text-align: right;">現状値(R4)：30戸</div> |
| 花き生産者への生育診断・技術支援実施回数 | 12回/年 | 県産花きの生産性や品質向上を図るための技術的支援を毎年着実に取り組むことで、花とみどりの活用の推進を効果的に実施します。 |
| 花とみどりに関する専門的知見蓄積のための調査研究課題数 | 3課題/年 | 花きの生産振興につながる課題の解決に毎年着実に取り組むことで、花とみどりの活用の推進を効果的に実施します。 |

| 花とみどりを「魅せる」 目標項目 | 目標値 | 項目・目標値の説明 |
|---|--|---|
| 花とみどりを活用した取組 を行う県本庁舎・地域庁舎 数 | 全庁舎で実施／年 | 敷地内の植栽等の剪定・除草や花壇の設置等を行う県本庁舎・地域庁舎の割合を指標として、毎年度継続して取り組んでいくことをめざします。 |
| 街路樹の機能の発揮につな げるために、管理目標樹形 を設定して維持管理を行う 街路樹の割合 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">R9</div> 65% 〇〇/〇〇km (調査中) | <p>街路樹が有する景観形成等に資する機能をより効果的に発揮させるため、管理目標樹形を設定して維持管理を行います。</p> <p>「三重県街路樹マネジメント方針」では、令和 12 (2030) 年頃までに県内全域で同方針に基づく街路樹の維持管理を行うことを目標としていることから、令和 12 (2030) 年を 100%とした時の中間値として 65%を設定しました。</p> |
| 指定管理者制度を導入して いる県営都市公園での花と みどりに触れることのでき るイベント実施回数 | 1回／年 | 花とみどりの効用を感じる機会を創出するため、指定管理者制度を導入している県営都市公園におけるイベント実施回数を指標とし、それぞれ年 1 回以上のイベントを実施します。 |
| 指定管理者制度を導入して いる県営森林公園での花と みどりに触れることのでき るイベント実施回数 | 24回／年 | 花とみどりの効用を感じる機会を創出するため、指定管理者制度を導入している県営森林公園におけるイベント実施回数を指標とし、それぞれ年 24 回のイベントを実施します。 |
| 花とみどりの名所に関する 情報発信のための季刊誌 「観光三重」の活用回数 | 4回／年 | 花とみどりの名所を訪れ、花とみどりの効用を感じる機会を増やすために季刊誌「観光三重」による情報発信の回数を指標とし、年間を通じた情報発信を行います。 |

現状値：—

| 花とみどりで「つなぐ」 目標項目 | 目標値 | 項目・目標値の説明 |
|--|---|---|
| 地域づくりにつなげるための道路、河川等のインフラを舞台とした緑化活動への参加人数 | <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">R9</div> 4,900人/年 | 道路、河川等のインフラを舞台に実施する緑化活動を通じて、県民との協働を推進するため、「みえ元気プラン」における目標値設定の考え方（H31～R3の平均値4,300人をベースに、R4から毎年100人ずつ増加）に基づき、目標値を設定します。 <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 現状値：4,300人/年 (H31～R3の平均値) </div> |
| 地域づくりにつなげるための「花と絆のプロジェクト」による花植え活動の実施箇所数 | 10箇所/年 | 道路空間等における緑化活動を通じて県民との協働を推進するため、県内で年10箇所以上の花植え活動を継続して実施することをめざします。 |

2 計画の推進体制

(1) 花とみどりの三重づくり推進会議

花とみどりの活用を推進するために必要な事項を調査、審議するため、「花とみどりの三重づくり条例」第20条に基づき、関係行政機関の職員、学識経験のある者、花とみどりの活用の推進に関する事業者等で構成される「花とみどりの三重づくり推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置しています。

また、「推進会議」で花とみどりの三重づくり基本計画（仮称）の進捗状況や課題について審議し、計画的に取組を進めます。

(2) 庁内会議等

庁内会議等で、花とみどりの三重づくり基本計画（仮称）の進捗状況の把握や全庁的に取り組むべき課題について協議を行い、花とみどりの活用の総合的な推進を図っていきます。

3 各主体の役割

本県における花とみどりの活用の推進を図るためには、三重県が牽引役となり、市町、県民及び事業者等が、それぞれの役割に応じて、主体的かつ積極的に取組を進めるとともに、連携・協働のもと、花とみどりに関する様々な活動に取り組むことが必要です。

ここでは、本計画の推進に向け、それぞれの主体に期待する役割を示します。

(1) 県の役割

県は、県有施設や県が管理する道路等の公共用財産の緑化・美化を積極的に進めるほか、花とみどりに関する情報の発信、県民等の緑化・美化活動への支援等を行い、県民、事業者と協働で花とみどりの活用に取り組めます。

また、花とみどりの活用の推進に関する施策を調査審議するための「花とみどりの三重づくり推進会議」を設置・運営し、花とみどりの活用を総合的かつ計画的に推進します。

なお、取組の実施にあたっては、環境や生態系に配慮した緑化や、県内の事業者が生産する花とみどりの調達に努めます。また、市町や県民等に対しては、県内の事業者が生産する花とみどりの活用が進むよう、県内の花とみどりの購入に係る情報の提供を行います。

(2) 市町の役割

市町は、住民に身近な基礎自治体として、まちづくり等において、花とみどりの活用の推進に大きな役割が期待されています。

そのため、市町所有施設や市町が管理する道路等の公共用財産の緑化・美化を進めるとともに、その地域特性に応じ、県と協働して、花とみどりの活用の推進に積極的に取り組みます。

また、取組の実施にあたっては、県内の事業者が生産する花とみどりの調達に努めます。

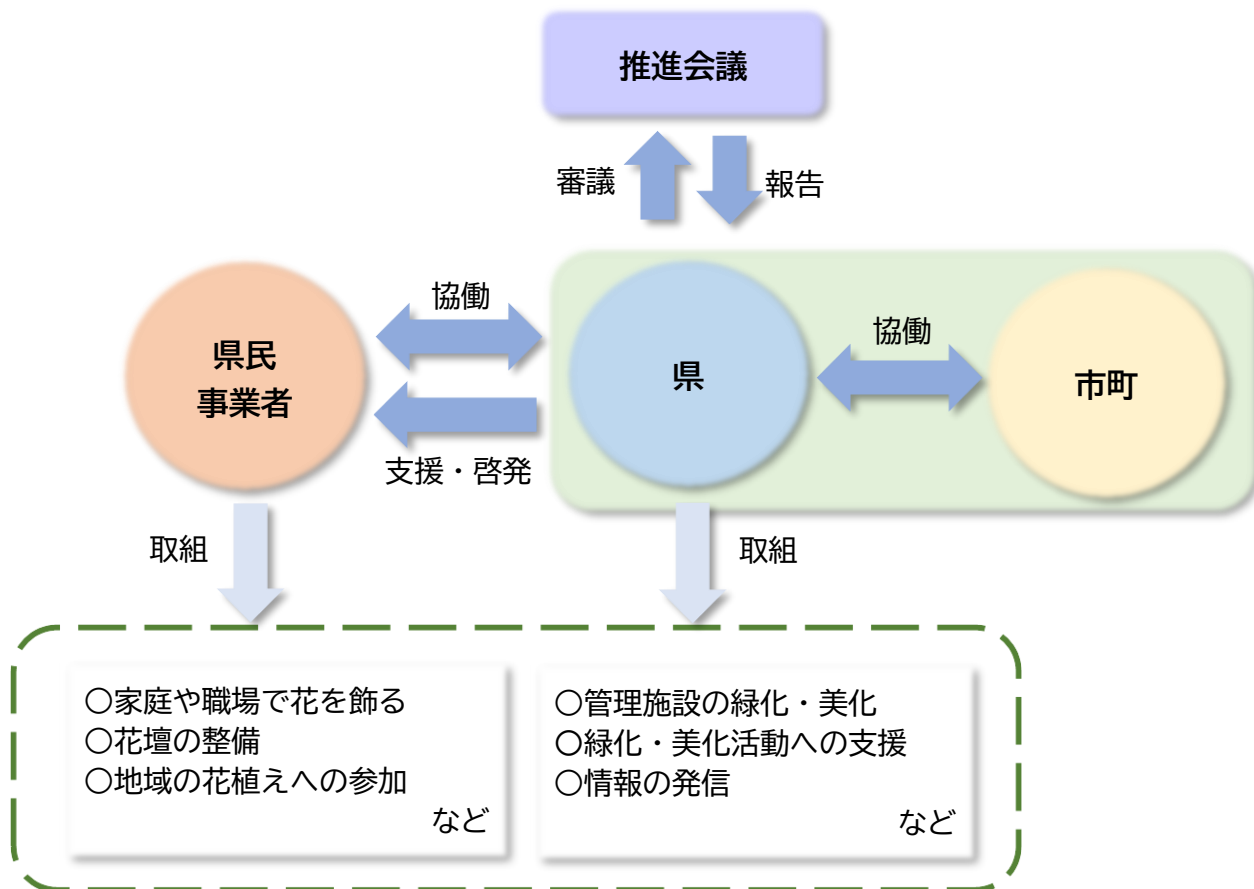
(3) 県民及び事業者の役割

県民及び事業者は、花とみどりの活用の意義について理解を深めるとともに、家庭や職場で花を飾ることや管理する敷地内への花壇の整備をはじめ、日常生活や事業活動を通じた積極的な花とみどりの活用が期待されています。

また、花とみどりに関する県の施策への協力や、地域で行われる花植え又は除草等の作業への積極的な参加が望まれます。

一方で、花き生産者や造園建設業者等の花とみどりの活用の推進に寄与する事業者は、花とみどりのまちづくりが住民の暮らしと結びついて各地域で展開されるよう、県や市町と協働して、花とみどりの活用の推進に積極的に取り組むことが求められています。

【各主体の協働・協力イメージ】



4 計画の進捗管理

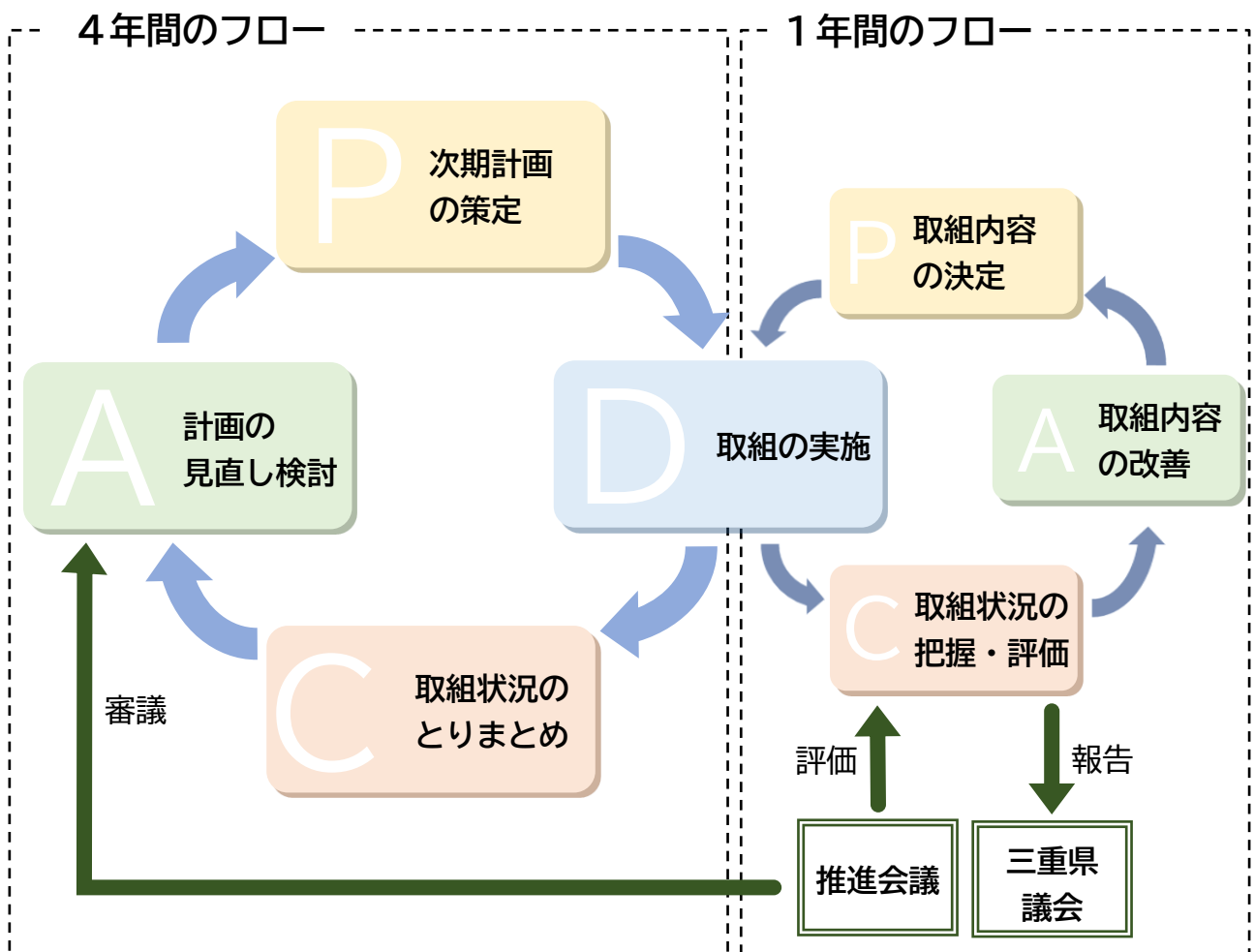
本計画の推進にあたっては、PDCA（計画・実施・評価・改善）のサイクルに基づき、適切に進捗管理を行います。

特に、「推進会議」において、毎年度、取組の進捗状況等を把握・評価し、必要に応じて取組の改善を図ります。

なお、取組の効果検証の参考とするため、アンケート調査等により、県民の花とみどりに対する意識の変化等の把握に努めます。

取組の進捗状況については、毎年度、年次報告として取りまとめ、条例第19条第8項の規定に基づき、三重県議会に報告するとともに、ホームページ等を通じ、その内容を公表します。

【進捗管理のフロー】



【進捗管理スケジュール】

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|--------------|----------|----|----|---------------------|----|----|---------|--------------------|--------------------|----|----|---------|
| 1年目 (R 6) | 取組の実施 | | | | | | | | | | | |
| | | | | 取組状況の把握 | | | 取組内容の改善 | | 取組内容の決定 | | | |
| | | | | | | | | 県議会への報告 県 HP 公表 | | | | |
| 2年目 (R 7) | 取組の実施 | | | | | | | | | | | |
| | | | | 取組状況の把握・評価 | | | 取組内容の改善 | | 取組内容の決定 | | | |
| | | | | | | | | 県議会への報告 県 HP 公表 | | | | |
| 3年目 (R 8) | 取組の実施 | | | | | | | | | | | |
| | | | | 取組状況の把握・評価 | | | 取組内容の改善 | | 取組内容の決定 | | | |
| | | | | | | | | 県議会への報告 県 HP 公表 | | | | |
| 4年目 (R 9) | 取組の実施 | | | | | | | | | | | |
| | | | | 取組状況の把握・評価 とりまとめ | | | | | 県議会への報告 県 HP 公表 | | | |
| | 計画の見直し検討 | | | | | | | | | | | 次期計画の策定 |

- 計画 (P)
- 改善 (A)
- 実施 (D)
- 評価 (C)

花とみどりの三重づくり推進会議準備会のご意見に対する対応について

第1回準備会（令和5年7月13日開催）

| 番号 | 該当箇所 | 意見者 | ご意見 | ご意見に対する対応（考え方） | 対応 | とりまとめ 部局 |
|----|-------------------------|-----------------|---|---|-------------------------------------|-------------|
| 1 | 第2章 花とみどりを取り 巻く現状 | 松尾 (奈) 委員 | p8の「(3) 良好な景観の…」に関して、三重県特有の景観を形成する植物を活用する旨の記載があり、こうした取り組みは重要だと思いが、このトピックが10の基本的施策のどれにあたるのかが不明確である。 | 第2章「2 県内の花みどりの状況」の「良好な景観形成に資する植物」というタイトルを「景観の特性」に修正し、基本的施策6の「花とみどりの名所づくり」につながる項目として明確にしました。 | 第2章 p9 反映 | 県土整備 部 |
| 2 | 第2章 花とみどりを取り 巻く現状 | 市村委員 | 三重県、和歌山県で見られるクマノザクラのような貴重性があり、観光にも有効でありそうな植物について記載をいれてほしい。 | 第2章「2 県内の花みどりの状況」の「良好な景観形成に資する植物」というタイトルを「景観の特性」に修正し、クマノザクラの記述を追記します。 | 第2章 p9 反映 | 県土整備 部 |
| 3 | 第3章 計画の基本的な方針 | 鶴田委員 | 花木の整備は継続的にメンテナンスをすることが大切かつ難しいとされている中で、「取組にあたっての3つの視点」では「継続」に関して触れられていなかったが、それについてどのように考えているか。 | 第5章「計画の実現に向けて」において、計画を推進し、継続するために、推進体制や各主体の役割、進捗管理について整理し、第4章「基本的施策の展開」の取組ごとに継続できる仕組みを検討します。例えば、現在取り組んでいる「花と絆のプロジェクト」による花植え活動は、県と商工会議所や自治会が連携し、毎年の活動を継続しています。 | 第4章 P17～57 第5章 62～66 反映 | 県土整備 部 |
| | 第4章 基本的施策の展開 | | | | | |
| | 第5章 計画の実現に向け て | | | | | |
| 4 | 第4章 基本的施策の展開 | 前川委員 | 景観が維持されていくためには、より多くの県民が花とみどりに関心を持ち、ボランティアや地域づくりへ携わるよう意識づくりを進めていくべきである。この計画は県がやることで、一般の方は関係ないというのではなく、それぞれが身近なところから取り組んでいけるようにすることが重要。 | 県民の皆さんの意識づくりは、条例第4条の基本理念に「意識の高揚を図る」とあり、重要な考え方であるため、「基本的施策9：県民及び事業者の理解増進等」の新規取組として、気運醸成に向けた条例の周知を追加しました。その他の取組についても「意識づくり」にどうつなげるかを踏まえ、検討しています。 | 第5章 P53 反映 | 県土整備 部 |
| | 第5章 計画の実現に向け て | | | | | |

| 番号 | 該当箇所 | 意見者 | ご意見 | ご意見に対する対応（考え方） | 対応 | とりまとめ 部局 |
|----|--------------------------|------|---|---|---------------------|--------------------|
| 5 | 第4章 基本的施策の展開 | 望月委員 | 計画を4ヶ年で進めていく中で、年毎の定量的な目標やアクションプランを定め、誰がいつまでに何をするかを明確にするべきである。 | 第5章「計画の実現に向けて」において、計画を推進し、継続するために、推進体制や各主体の役割、進捗管理について整理しました。 | 第5章 P58-66 反映 | 県土整備部 |
| | 第5章 計画の実現に向けて | | | 基本的施策ごとにKPI（重要業績評価指標）を検討し、取組内容が横断する内容もあることから、3つの基本的理念に沿って設定することとしました。 | | |
| 6 | 第4章 基本的施策の展開 | 鶴田委員 | 条例の内容を見ると「施策を講ずる」、「支援を行う」という文が多く見られる。公共空間は、必要な施策を記載することで対策できると考えているが、民地や市民については、団体や場面に応じて支援の内容が変わるため、何が求められているのかを整理することで需要と合致すると考えている。そのために県民の意見を聞く機会を設けるべきである。 | 日頃の活動を通じて、ボランティア団体等の要望も確認しつつ取り組みを進めており、花き花木生産者の意見も反映した取組となっています。今後も引き続き、現場の取組を通じて県民の意見を聴きながら進めます。 | — | 県土整備部 農林水産部 |
| | 第5章 計画の実現に向けて | | | | | |
| 7 | 第4章 基本的施策1 （県有施設等） | 後藤委員 | 本計画においての道路は県管理道路が対象であり、市町への施策や連携までは踏み込まないという認識でよいか。 | 市町管理道路も本計画の対象となるため、「基本的施策1：県有施設等における花とみどりの活用」の「市町への緑化指導」の取組内容へ「まちなかウォークアブル推進事業」を追記し、市町への情報提供の内容を具体的に記載しました。 | 第4章 P23 反映 | 県土整備部 |
| | 第4章 基本的施策2 （街路樹等） | | | 市町管理道路についても、街路樹等の維持管理に向けた取組が進むよう、「三重県街路樹マネジメント方針」をふまえ、必要な助言や情報提供を行います。 | | |
| 8 | 第4章 基本的施策2 （街路樹等） | 前川委員 | 街路樹の根元の花壇に関して、福岡県では企業からの協賛金で、ボランティアの方に管理費と材料を提供するシステムを作っていた。とても良いアイデアだと感じたので参考にするのはどうか。 | 本県でも街路の緑化に関して企業と連携した取組について検討しています。 | — | 県土整備部 |

| 番号 | 該当箇所 | 意見者 | ご意見 | ご意見に対する対応（考え方） | 対応 | とりまとめ 部局 |
|----|---------------------------|------|--|--|------------------|-------------|
| 9 | 第4章 基本的施策3 （社会福祉施設） | 田中委員 | 具体的な取組内容に関して、「実施します」や「働きかけます」等の言葉が使用されているが、具体的にどのようにアプローチしていくのか。公的、民的関わらず施設の分類に応じて、具体的な働きかけを検討してほしい。 | 県有施設等では、花壇の設置や樹木の植栽等による緑化を推進し、民間施設等へは、県ホームページで花とみどりの活用事例等の情報提供を行います。 | 第4章 P30 反映 | 農林水産部 |
| 10 | 第4章 基本的施策4 （文化振興） | 杉田委員 | 現在、農林水産省の中で社会人に対して花育の普及啓発に取り組んでいこうという流れがある。花木はメンタルヘルスに関わる予防も期待されているため、職場での花の利用促進を計画に盛り込むのはどうか。 | 花を飾る習慣を定着させるため、県ホームページで花とみどりの活用事例やその効用等の情報提供を行います。 | 第4章 P48 反映 | 農林水産部 |
| 11 | 第4章 基本的施策4 （文化振興） | 奥田委員 | 切り花も本計画の対象になっているが、具体的にどのようなことを考えているか。 | 切り花を含む花の活用が促進されるよう、県のホームページで取り組み事例やイベント等の情報提供を行います。 | 第4章 P48 反映 | 農林水産部 |
| | | 樋口委員 | 切り花を花屋で購入しなくても、自宅へ配達される「花の定期便」など新しい取組もあるので、気軽に花を楽しむことにつながるのではないかと。 | | | |
| 12 | 第4章 基本的施策6 （名所づくり） | 樋口委員 | 近年、SNSに写真をアップロードする為に花を楽しんだり、花+α（ベンチやドア等）の風景を楽しむ方が増加している。 | 花とみどりの名所として多くの方に認知いただくため、インスタ映えという視点もふまえて、花とみどりの名所の情報発信を行います。 | 第4章 P42 反映 | 県土整備部 |
| 13 | 第4章 基本的施策7 （人材育成等） | 中村委員 | 基本的施策7に「園芸に関する国家取得」とあるが、造園の面でも国家資格の取得に関する記述を入れてほしい。 | 造園に関する国家資格である「造園技能士」について、「基本的施策7：人材育成等」の3（1）取組2に追記しました。 | 第4章 P45 反映 | 農林水産部 |
| 14 | 第4章 基本的施策7 （人材育成等） | 中村委員 | 街路樹等の適切な維持管理を進めていくうえで、三重県庁に造園職を配置してほしい。 | 街路樹の適切な維持管理を進めるため、街路樹剪定士等の専門的な資格を持つ方の活用について検討を進めていきます。 | — | 県土整備部 |

| 番号 | 該当箇所 | 意見者 | ご意見 | ご意見に対する対応（考え方） | 対応 | とりまとめ 部局 |
|----|------------------------------------|--------------|---|--|------------------|------------------------|
| 15 | 第4章 基本的施策7・8 (人材育成・情報 収集) | 市村委員 | 基本的施策7や8で、実証実験や調査研究に関して記載があるが、三重県では花の研究職員が少なく全国的に見ても脆弱な印象である。そうした体制整備について計画に盛り込むことは難しいと思うが、意識はしておくべき。 | 実証実験や調査研究の実施にあたっては、必要な情報の収集を行うことで、三重県花き花木生産振興に繋がる課題の解決に取り組みます。 | — | 農林水産 部 |
| 16 | 第4章 基本的施策9 (理解増進) | 中村委員 | 街路樹や公園樹木の管理には費用が発生しているという認識を持っていない一般の方も多くいるため、そうしたことを明示することで、一般の方の意識付けにもつながるのではないかと。 | 街路樹の管理費用について、第2章「2 県内の花みどりの状況」へ追記します。 花とみどりの日、街路樹の日等で正しい知識の習得につながるようなイベント内容を検討します。 | 第2章 P11 反映 | 農林水産 部 県土整備 部 |
| 17 | 第4章 基本的施策9 (理解増進) | 松尾(奈) 委員 | 環境影響評価委員会等では、在来種を使うことを推進しているが、例えば、取組3（三重県景観計画）の届出に絡めて、在来種の使用を促進するような記載を追加することはできないか。 | 花とみどりの三重づくり条例では、在来種に限定せず、活用していくことを求めています。環境や生態系への配慮は大切な内容であるため、第5章「2 各主体の役割 (1)県の役割」において、その旨記載します。 | 第5章 P62 反映 | 県土整備 部 |
| 18 | 第4章 基本的施策9 (理解増進) | 山村委員 三宅会長 | 基本計画ができることによって、今後三重県緑化推進協会と協力していくことが増えるのではないかと。 11月に市町意見照会もあり、三重県緑化推進協会との話し合いを通して、市と一緒にできそうなことをいくつか計画に取り入れてはどうか。 | 多様な主体との連携や市町との協働は、花とみどりの活用を検討するうえで、大切な考え方です。今後も引き続き、三重県緑化推進協会と情報共有を図ります。 | — | 農林水産 部 |
| 19 | 全般 (計画策定プロセス) | 奥田委員 | パブリックコメントを行う際に、県民が議論の焦点等を理解できるよう配慮するべきである。 | 県民の皆さんに伝わりやすい計画となるよう、イラストや写真を用いるなど、掲載方法を工夫します。また、パブリックコメント実施の際は、ご意見をいただきたいポイントが伝わるよう、概要版等で整理します。 | — | 県土整備 部 |

第2回準備会(令和5年8月24日開催)

| 番号 | 該当箇所 | 意見者 | ご意見 | ご意見に対する対応（考え方） | 対応 | とりまとめ 部局 |
|----|----------------------------------|------|---|--|--|--------------|
| 1 | 第1章 計画策定の趣旨 | 林委員 | <p>計画をたてる側は、計画を何のためにたてたのか、計画の目的が達成されたかを考えることが大切である。</p> <p>この計画では、「みどりや花が生かされて心豊かなまちづくりが行われていると感じている市民の割合」などの指標をとれば、目的どおり推進されているか実感できると思う。</p> <p>また、第1章には県民のためにこの計画がつくられていることが記載できていないと思う。例えば「県民の皆様が心豊かになる・癒やされると感じるまちづくりを行いたい」といったような文言があれば伝わりやすいと思う。</p> | <p>R6～R9の4年間で何をめざし、目標とするのかという部分が不明確で、計画全体の構成を分かりやすく表現できていませんでしたので、第1章の冒頭文章に、県民のために計画を進めることの記述を追加するとともに、第3章で基本方針を整理しました。</p> <p>目標は、基本方針に基づき、県が実施する取組の進捗を適切に評価し、県民の皆さんが把握することができる定量的な項目を設定しました。</p> <p>なお、取組の効果検証の参考とするため、アンケート調査等により、県民の花とみどりに対する意識の変化等を把握に努めます。</p> | <p>第1章 P1 第3章 P15～16 第5章 P58～61 P65 反映</p> | <p>県土整備部</p> |
| | 第3章 計画のめざす姿 実現に向けた指標 設定 | | | | | |
| 2 | 第1章 計画全般 | 市村委員 | <p>国の花き振興法で「花き」は観賞用の植物であると定義されているが、計画の中で「花き」の言葉の定義が曖昧であり、「花木」も「花き」に入るので、明確にするべきである。</p> | <p>「花きの振興に関する法律」の「花き」で定義で統一しました。なお、花きのうち花木類のみを示す場合は、「花木類」としています。</p> | <p>反映</p> | <p>農林水産部</p> |
| 3 | 第2章 花とみどりの状況 | 後藤委員 | <p>p9の「県営都市公園等一覧」の図中に、県管理ではない国営公園が記載されているが、計画では、国営公園は出てこないのので、削除してはどうか。</p> | <p>計画に記載のある公園等を記載する内容で統一しました。</p> | <p>第2章 P10 反映</p> | <p>県土整備部</p> |
| | | 中村委員 | <p>計画で自然公園に関する記載があるので、p9の図中に自然公園も追記してはどうか。</p> | | | <p>農林水産部</p> |

| 番号 | 該当箇所 | 意見者 | ご意見 | ご意見に対する対応（考え方） | 対応 | とりまとめ 部局 |
|----|----------------------------|--------------|---|--|--|----------------|
| 4 | 第3章 実現に向けた指標 設定 | 鶴田委員 | 計画の構成であるが、支援に関する内容が整理されておらず分りにくいため、例えばp15の表を、財政的・人的支援で分類するなど工夫したほうが良いのではないか。 指標については、新たに条例を施行したことで展開する施策の効果を見ることが重要なのではないか。そういった視点での指標は、現在の案に含まれているのか。 | 支援の内容を整理し、第4章の基本的施策の具体的な取組へ一覧表として追加しました。 今回の計画は、条例を契機に、今まで各部局がそれぞれに行ってきた取組を体系的に推進することが大切と考えています。 目標は、基本方針に基づき、県が実施する取組の進捗を適切に評価し、県民の皆さんが把握することができる定量的な項目を設定しました。 なお、取組の効果検証の参考とするため、アンケート調査等により、県民の花とみどりに対する意識の変化等を把握に努めます。 | 第4章 P17～57 第5章 P58～61 P65 反映 | 県土整備部 |
| 5 | 第3章 取組の視点と基本的 施策との関係 | 加藤委員 | 基本的施策「3 社会福祉施設等における花とみどりの活用の促進」について、KPIは視点2に紐付くと説明があったが、p15の表では視点1に○がついているのはなぜか。 | | | 県土整備部 |
| 6 | 第3章 実現に向けた指標 設定 | 松尾委員 | KPIを、基本的施策ごとではなく、視点ごととした理由はなにか。 | R6～R9の4年間で何をめざし、目標とするのかという部分が不明確で、計画全体の構成を分かりやすく表現できていませんでしたので、不整合な部分も含め、第3章で基本方針を整理しました。 | | 県土整備部 |
| 7 | 第3章 実現に向けた指標 設定 | 山田委員 田中委員 | p16、17で現状値と目標値が同じである指標は、既に目標値を達成しているように受け取れるため、読み手の混乱を避けるためにも、今の状況を維持する重要性について記載をするなど、表現方法を工夫するべきである。また、毎年同じ数値ではなく、累計で表現することも考えられる。 | 今回の計画は、めざす姿につなげるための土台形成期間として位置づけ、目標は、県が実施する取組の進捗を適切に評価し、県民の皆さんが把握することができる定量的な項目を設定しました なお、第2回準備会で示したKPIは、目標として設定できるように再検討を行い、第5章にまとめました。 視点と基本的施策の関係については、第3章の見直しに合わせ、計画の全体構成を再検討し、第4章冒頭の表に修正しました。 | 第3章 P15～16 第4章 P17～57 第5章 P58～61 P65 反映 | 農林水産部 県土整備部 |
| 8 | 第3章 実現に向けた指標 設定 | 杉田委員 | p16の視点2で「花とみどりを活用した取組事例を…」の目標値が「情報発信」となっている。数値化は難しいが、認知度調査など、目標設定の表現を工夫するべきではないか。 | | | 農林水産部 |

| 番号 | 該当箇所 | 意見者 | ご意見 | ご意見に対する対応（考え方） | 対応 | とりまとめ 部局 |
|----|----------------------------|------|---|--|---------------------|-------------|
| 9 | 第4章 基本的施策の展開 （各施策共通） | 鶴田委員 | 公共空間の緑化に対する施策は具体的だが、民間の土地等に対しては具体性が欠けているように感じる。具体的な記載は難しいとの認識で良いか。また、景観法では、重要樹木の指定ができ、自治体によっては支援制度がある。この条例ができ、樹木を指定し保存が可能になるかと思ったが、そこまでの取組はしないということではよかったか。 | 条例は、規制によりコントロールを目的とした内容ではないため、計画では、民地および民間施設へは花とみどりの活用することを働きかけていきます。市町とも連携する必要がありますので、市町、事業者等が花とみどりの活用に取り組んでいただけるよう条例の内容を周知することを追記しました。 | 第4章 P53 反映 | 県土整備部 |
| 10 | 第4章 基本的施策1 （県有施設等） | 市村委員 | 基本的施策「1 県有施設等における花とみどりの活用」に関して、県有施設だけではなく市町の庁舎へも働きかけができないだろうか。 | | | 県土整備部 |
| 11 | 第4章 基本的施策1 （県有施設等） | 後藤委員 | p22 取組4で具体的な事業名の記載があり、緑化のための事業のように書かれているが、緑化はあくまで要素の1つであるため、書き方を工夫して欲しい。民間の方へのアプローチに関する一つの手段として、緑化についても定めることができる地区計画の事例を情報提供するのはいかがでしょうか。 | 緑化に活用できる制度について記載し、具体的な事業名は削除しました。都市計画法で規定する地区計画制度を活用して、良好なまちづくりを行うことについて、制度の内容をコラムとして記載しました。 | 第4章 P24 反映 | 県土整備部 |
| 12 | 第4章 基本的施策2 （街路樹等） | 中村委員 | p23 基本的施策「2 街路樹等の機能の発揮」に関して、景観重要路線の保存樹木や、共同溝を掘って街路樹がなくなった場合の対応や、観光地におけるみどりの効果も大切であるため、記述してはどうか。また、グリーンインフラについての記載が少ないため、追記してほしい。 | 街路樹がなくなった場合を想定し、維持管理について剪定だけでなく、設置も追記しました。グリーンインフラについては、街路樹の適切な維持管理によりCO2削減につながることを追記しました。 | 第4章 P26～27 反映 | 県土整備部 |
| 13 | 第4章 基本的施策3 （社会福祉施設） | 前川委員 | p27の園芸福祉活動に関して、学校での活動以外の事例を追記するのはどうか。名張市では園芸福祉ボランティアの市民活動もあり、良い例になると思う。 | 名張市の園芸福祉ボランティアの事例について、コラムとして掲載できるよう調整中です。 | 第4章 反映予定 | 農林水産部 |

| 番号 | 該当箇所 | 意見者 | ご意見 | ご意見に対する対応（考え方） | 対応 | とりまとめ 部局 |
|----|--|------|--|--|------------------|-------------|
| 14 | 第4章 基本的施策3 (社会福祉施設) | 田中委員 | p26, p27基本的施策「3 社会福祉施設等における花とみどりの活用の促進」について、施設で花を活用するのは非常にいいことだと思う。 取組3で、社会福祉施設等に対して情報提供を行う旨の記載をしている。この計画は民間の医療機関までを対象にしているのか。例えば、病院から学校へ働きかけたとき、学校が協力できるよう情報提供してほしい。 | 民間施設に向けては、「花とみどりの三重づくり条例」の施行や花とみどりの活用事例について情報提供を行います。 また、学校に向けては、市町等教育長が集まる場等において、情報提供を行います。 | — | 農林水産部 |
| 15 | 第4章 基本的施策4 (文化振興) | 三宅会長 | p30の取組5で樹木医についての記載があるが、公園の樹木や街路樹などに対し、樹木医の派遣について計画に追記してはどうか。 | 樹木医の派遣につきましては、公益社団法人三重県緑化推進協会が日本樹木医会三重支部に委託して実施しております。県としましては、市町や施設管理者から相談がありました際には、窓口や手続き方法等をご案内することで、樹木医の活用の推進に努めてまいります。 | — | 農林水産部 |
| 16 | 第4章 基本的施策4 (文化振興) | 市村委員 | 三重県では銘木50選のパンフレットを作成していたが、p30の取組5にその内容を書き加えてはどうか。 | 「みえの樹木百選」に関しましては、平成9年に選定されたもので、県ホームページに掲載しています。掲載内容について、平成9年の選定以降更新できておりませんので、引き続き県ホームページで情報提供を行ってまいります。 | — | 農林水産部 |
| 17 | 第4章 基本的施策4 (文化振興) 第4章 基本的施策5 (教育推進) | 林委員 | 県立高等学校の中には、生徒が花の販売を行っており、小中学校の式典で笑顔と共に花を届けてくれ、小中学生にとってもよい影響を与えていると聞いている。基本的施策「4 花とみどりの文化の振興」又は、「5 花とみどりの教育等の推進」にこのような高等学校の事例や写真を追記できないだろうか。 | 農業学科等を設置する高等学校に確認したところ、取組事例を確認することができたため、コラムに記載します。 | 第4章 P39 反映 | 農林水産部 |

| 番号 | 該当箇所 | 意見者 | ご意見 | ご意見に対する対応（考え方） | 対応 | とりまとめ 部局 |
|----|-------------------------|------|--|--|------------------|-------------|
| 18 | 第4章 基本的施策5 （教育推進） | 市村委員 | p32の花育の取組で、県産花きの消費拡大を謳っているが、県産の花と出会える機会は少ないため難しいと思うがどうか。 | 花育に取り組み、生徒が花きに興味を持つことで、花きを活用する等、県産花きを含む花き全体の消費拡大につながると考えます。県としましては、花育の取組に加えて、花きを購入できる店舗についてホームページで紹介することで、花きの活用を推進してまいります。 | — | 農林水産部 |
| 19 | 第4章 基本的施策9 （理解増進） | 中村委員 | 現在、一部の教育施設では、樹木の伐採が進んでいると聞いているため、樹木を保護する大切さ等を記載するべきである。 | 「基本的施策5」の「2取組の方向性」において、学校内の樹木に関する記述を追記しました。 | 第4章 P35 反映 | 農林水産部 |
| 20 | 第4章 基本的施策9 （理解増進） | 樋口委員 | p47で農業に関する事例写真を載せているが、田園の土手を芝桜できれいに整備されている事例を紹介してはどうか。 | 芝桜等による景観形成の事例写真に更新いたしました。 | 第4章 P54 反映 | 農林水産部 |